

### 3. 東京都における習熟度別少人数指導等の取組

#### (1) 概要

東京都では、平成22年以降、加配を活用した効果的な指導の推進を行っている。

- ① 加配による習熟度別少人数指導の推進を図ることで、個に応じた指導の充実させている。
- ② 発展的な教材を作成・配布（H23・H24）することにより、幅広い学力層に対応した指導を可能としている。
- ③ 習熟度別指導ガイドラインを策定（H26）し、より効果的な指導方法・体制の普及を図っている。

#### 【習熟度別少人数指導の実施状況（H27）】

- ・加配 2,266 人
- ・主に、小学校の算数、中学校の数学・英語で実施
- ・概ね2クラスを3グループに展開する形での少人数指導

#### (2) 習熟度別少人数指導の成果

平成19年度から27年度までの「全国学力・学習状況調査」結果の推移をみると、正答率が向上しており、中学校においては、平成25年以降全国平均を上回り、上位に位置している。（図参照）

#### (3) 東京都大田区立開桜小学校の取組事例

算数科の授業において、1学年3学級を「ぱっちりコース」（発展）、「しっかりコース」（標準）、「じっくりコース」（基礎）の3つコースに分け、習熟度別少人数学習を実施した。その際、学級担任に加え、少人数指導担当（学年によってはさらに学習指導講師が加わり）3学級を4グループまたは5グループにして指導を行った。

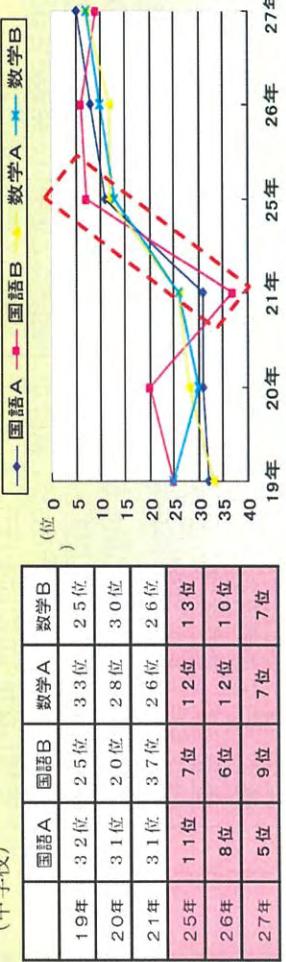
コースの決定は、関連する既習事項がどの程度身についているかをレディネステストで確認し、児童が教師と相談しながら行った。（図参照）

## 1. 学力差に応じた教育について

### 習熟度別少人数指導の成果②（東京都の事例）

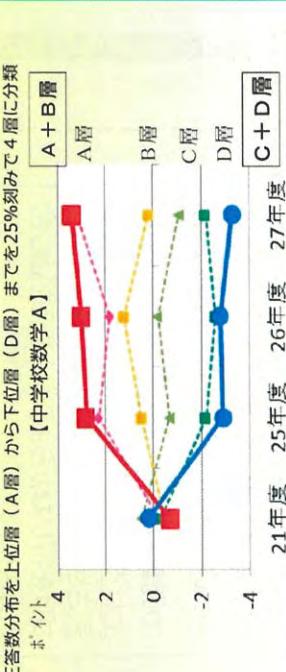
- 東京都では、教員加配による習熟度別少人数指導等の取組を通じて、正答率が向上

#### 1 平成19年度から27年度までの「全国学力・学習状況調査」結果の推移 (中学校)



○平成21年度からの平均正答率による順位を他の道府県と比較すると、国語A及び数学A、数学Bにおいて全国での順位が上昇している。

#### 1 平成19年度から27年度までの「全国学力・学習状況調査」結果の推移 (四分位 (A B C D層) の割合の変化) (各層の割合を全国と比較した差)



※正答数分布を上位層(A層)から下位層(D層)までを25%刻みで4層に分類  
○平成21年度と比較すると、AB層が増加、CD層が減少しており、基礎・基本の定着が図られている。

## 2 学力向上の要因分析

### (1)都独自の加配の実施

#### ○中1ギャップの予防・解決のための加配の実施(H22~)

△  
※ 中学校入学前に約8割の生徒が中学校生活への不安をもち、入学3か月後でも約5割の生徒が不安をもつているなど、すべての学校でいつ問題が発生してもおかしくない状況  
→ 都教育委員会として早急に対策を講じる必要

#### (2)加配を活用した効果的な指導の推進

##### ○加配による習熟度別少人数指導の推進

→ 個に応じた指導の充実  
○発展的な教材を作成・配布(H23・24)  
○習熟度別指導ガイドラインの策定(H26)  
→ 幅広い学力層に対応した指導  
→ より効果的な指導方法・体制の普及

▼ 都独自の加配の実施と、加配を活用した効果的な指導の推進により、生徒の学力向上を実現

【中1ギャップに対応する加配状況】				
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学級編制基準	39人	38人	37人	35人
加配教員定数	70人	118人	194人	251人

※ 平成26年度以降も都独自に35人の学級編制基準を継続  
△  
《習熟度別少人数指導の実施状況(H27)》  
・加配2,266人  
・主に(1)算数、(中)数学・英語で実施  
・概ね2クラス⇒3グループに展開

## 1. 学力差に応じた教育について

### 習熟度別少人数指導の事例①

#### 1 東京都大田区立開桜小学校の取組（算数）について

- 算数科の授業において、1学年3学級を「ぱっちりコース」（発展）、「しつかりコース」（標準）、「じっくりコース」（基礎）の3つコースに分け、習熟度別少人数学習を実施。その際、学級担任に加え、少人数指導担当（学年によってはさらに学習指導講師が加わり）3学級を4グループまたは5グループにして指導。
- 関連する既習事項がどの程度身についているかをレディネステストで確認し、児童が教師と相談しながらコースを決定。

#### コース別の授業の進め方

##### 【共通事項】

- ・1回の授業の中で、以下の3段階の思考のプロセスを意識して授業を構成。

①「自己の思考」：課題把握を行い、見通しをもつて自力解決を行う。  
→②「集団での思考」：自分の考えを発表し、全体で検討。  
→③「自己の思考」：まとめをし、適用問題を解いて、学習の定着を確認。

##### 【コースごとの特色】

「じっくりコース」（基礎）	「しつかりコース」（標準）	「ぱっちりコース」（発展）
①課題把握は時間確保して授業全体で丁寧に行う。見通しは全体で確認。自分の考え方を持たせるために、必要に応じて具体物を操作させたり、ヒントを与えてからして解決させる。	①課題把握は短時間で行い、多様な解決方法を考えさせる。見通しは自分で考えさせる。また、自己の解決方法や結果が妥当かを振り返らせる。	①課題把握は短時間で行い、多様な解決方法を考えさせる。見通しは自分で考えさせる。また、自己の解決方法や結果が妥当かを振り返らせる。
②発表において取り上げる考え方を精選。それぞれの考え方やよさが聞き手に伝わるよう、根拠を示し、言葉、式、図表などを用いて発表させる。考えを比較して話し合わせる。	②発表においては多様な考え方を取り上げる。明確な根拠で筋道立てて発表させ、友達の考え方との比較や関連づけを行なながらよりよい考え方を話し合わせる。	②発表においては多様な考え方を取り上げる。明確な根拠で筋道立てて発表させ、友達の考え方との比較や関連づけを行なながらよりよい考え方を話し合わせる。
③学習のポイントを全体で振り返り、キーワードを押さえながらまとめる。	③学習のポイントを押さえながら自分 の言葉でまとめる。	③学習のポイントを押さえながら自分 の言葉でまとめる。

※初等教育資料（平成27年3月号）より

#### (4) 東京方式「習熟度別指導ガイドライン」「少人数・習熟度別指導ガイドライン」

資料：「習熟度別指導ガイドライン」《小学校算数》《中学校数学》

資料：「少人数・習熟度別指導ガイドライン」《中学校英語》

##### ア. 「習熟度別指導ガイドライン」《小学校算数》《中学校数学》

各学校における授業改善や様々な取組の結果、平成25年度の国の学力調査では、都の小・中学生は平均値では全ての教科で上位グループに位置するようになったが、一人一人に着目すると、次の点が明らかとなった。

- ・習熟の進んでいる層から遅れがちな層まで幅広く分布しており、基礎的な知識や技能が十分身に付いていない児童・生徒がいる。
- ・テストで間違えた問題についてきちんとやり直しをすると回答した児童・生徒ほど正答率は高い。また、平均正答率が上位に位置する他県と比較して、テストで間違えた問題についてきちんとやり直しをすると回答した東京都の児童・生徒の割合は極端に低い。特に、
- ・小学校算数や中学校数学では下位層（平均正答率—5%に達していない児童・生徒）の割合が多く、昨年度に比べて増加している。また、習熟の進んでいる層から遅れがちな層まで幅広く分布している。
- ・算数や数学の正答率が低い児童・生徒は、学習に対する意欲も低い。

このような傾向は積み上げ型の教科において多く見られ、学習内容が分からぬままであれば、その教科だけでなく学習全体に対する意欲の低下につながることから、「つまずきに応じた指導の工夫」や「前学年までの内容に立ち戻る指導の徹底」が求められる。

こうした状況にある児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、学級を単位とした学習集団ではなく、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導（個に応じた指導）が大切であり、それを一層充実する必要がある。

そこで、都教育委員会では、各学校の指導体制の充実など全ての学校に対して必要な支援を行うとともに、効果的な習熟度別指導を全部的に展開できるようにするため、各学校における、児童・生徒の「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて、習熟の程度に応じた学習指導に関わる指導方法・指導体制及び校内での習熟度別指導の推進体制等に関するガイドラインを策定することとした。

- ★ 積み上げ型の教科において、習熟の程度の違いを明確にした学習集団による、効果的な習熟度別指導へ全面転換
- ★ 思考力、判断力等を育む上で、基礎的な知識・理解や技能は必要。知識・理解や技能の学習内容に焦点化して、個々がスマールステップで段階的にクリアしていく完全習得の指導を展開



- ★ 習熟の程度に応じた習熟度別指導の徹底
  - \* 習熟の程度を把握して学習集団を編成し、その集団に適した教材を用いて指導する効果的な習熟度別指導を展開する。
- ★ 学年を超えて分からぬ箇所に立ち戻る指導の徹底
  - \* 個々の学習状況に応じて、特に知識・理解や技能については、前の学年に立ち戻る指導を徹底する。
- ★ 「できる」「分かる」まで繰り返し指導の徹底
  - \* 当該学年で解けるようになるべき標準として具体的な問題を示し、遅れがちな子供たちに対する基礎的な問題の反復学習を徹底する。



- ◆ 基礎的な知識・理解や技能の活用による思考力や判断力等の向上
- ◆ 「できる」「分かる」による児童・生徒の自信と学習満足度の向上
- ◆ できるまで挑戦し続ける態度の育成と習慣の定着



自ら課題を解決しようとする意欲や能力

自らの力で自らの未来を切り開いていこうとする15歳

出典：「東京方式 習熟度別指導ガイドライン《小学校算数》」平成26年1月、東京都教育委員会

## 中学校数学における習熟度別指導の現状

- ・約6割の学校で、習熟度別指導を実施
- ・生徒の実態等を踏まえた工夫ある指導を展開
- ・当該学年までの内容が身に付いていないまま進級し、次の学年の内容が分からぬという生徒が一定程度存在

## 習熟度別指導ガイドライン「中学校数学」の策定

### ★ 習熟の程度に応じた習熟度別指導の充実

\* 習熟の程度を把握して学習集団を編成し、その集団に適した教材を用いて指導する効果的な習熟度別指導を展開する。

### ★ 学年を超えて分からぬ箇所に立ち戻る指導の充実

\* 個々の学習状況に応じて、特に知識・理解や技能については、前の学年に立ち戻る指導を充実する。

### ★ 「できる」「分かる」までの繰り返し指導の充実

\* 遅れがちな子供たちに対する基礎的な問題の反復学習を充実する。



### ★ 家庭学習・放課後補習・土曜補習の活用

\* 中学校1年生の早い段階で、東京ベーシック・ドリル（小4）を全員がクリア



- ◆ 基礎的・基本的な知識・技能の活用による思考力や判断力等の向上
- ◆ 「できる」「分かる」による生徒の自信と学習満足度の向上
- ◆ できるまで挑戦し続ける態度の育成と習慣の定着



自ら課題を解決しようとする意欲や能力



自らの力で自らの未来を切り開いていこうとする15歳

出典：「平成27年度版 東京方式 習熟度別指導ガイドライン《中学校数学》」（東京都教育委員会）

## イ. 「少人数・習熟度別指導ガイドライン」《中学校英語》

英語によるコミュニケーション能力の育成は、21世紀のグローバル社会を生きる我が国の子供たちの可能性を大きく広げる上で極めて重要である。

しかしながら、国際比較等の結果によれば、英語を学習している日本人の英語力は十分とは言えず、学校における英語教育が期待される成果を上げていない現状がある。日本の中学生の英語力については、中学校卒業段階で、初步的な英語を聞いたり読んだりして話し手や書き手の意向などを理解したり、初步的な英語を用いて自分の考えなどを話したり書いたりすることができる英語力が身に付いていると判断される生徒は増加したもの、約31%にとどまっている。

現在、「英語を用いて何ができるようになるか」という観点から、小・中・高等学校を通じて一貫した学習到達目標を設定するとともに、言語活動の内容や量を増加させることが求められている。中学校の英語では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を養うことを目指しており、この4領域にわたり、実際に英語を使用して互いの考え方や気持ちを伝え合うなどの学習活動や、文法事項等の言語材料について理解したり練習したりする学習活動を充実することが重要である。

このようなことから、東京都教育委員会は、中学校の英語の指導において、生徒のコミュニケーション能力の基礎を効果的に育み、生徒のもつ可能性を最大限に広げるためには、生徒一人ひとりの十分な学習活動を確保し、個に応じた指導の充実を図ることが必要であることから、ガイドラインを策定し、少人数・習熟度別指導を都内の全公立中学校で推進することとした。

### ① 生徒数が25人以下の編成による少人数指導の推進

少人数指導の充実により、生徒一人ひとりの発話量を増やし、実際に英語を使用してコミュニケーションを図る活動を充実させる。

- ・25人以下の少人数学習集団による指導を推進する。
- ・生徒一人ひとりの活動が行いやすいという利点から、ペアワークやグループワークなどの学習形態を適宜取り入れながら、効果的な授業が展開できるようにする。

### ② 習熟度別指導の推進

習熟度別指導を拡充させることで、「補充的な学習」や「発展的な学習」などの学習活動を取り入れた個に応じた指導を充実させる。

- ・習熟の遅い生徒に対しては、生徒が安心して質問できたり、じっくり取り組んだりできるよう、「補充的な学習」による指導の推進により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- ・習熟の早い生徒に対しては、個性の一層の伸長を図る観点から、グローバルリーダーの育成をも視野に入れつつ、「発展的な学習」による指導を推進する。

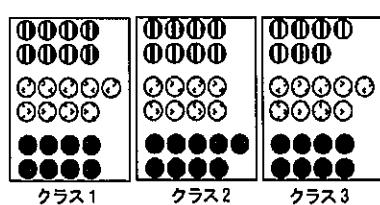
## 【効果的な学習集団の編成例】

少人数・習熟度別指導の学習集団については、中学校3年間で固定化することなく、以下の四つの例を基に、各学年段階の学習内容の特性や生徒の習熟の状況等に応じて、3年間を見通した計画的な編成を行う。

### 【2学級3展開の例】

生徒の習熟の程度 [早い…① 中間…② 遅い…③]

#### 例1) 習熟の程度を考慮した少人数学習集団編成

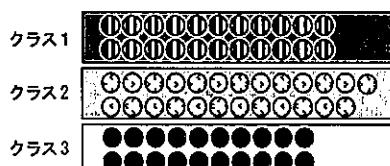


クラス1 クラス2 クラス3

#### 《特徴》

- 生徒同士の人間関係上の課題等を考慮しつつ、英語の学習について、習熟の程度が多様な生徒が、概ね均等に混在する三つの学習集団を編成する。
- リーダーが機能したグループワークによる生き生きとした言語活動により、個々の生徒の発話量を増やし、コミュニケーション能力を効果的に向上させることができる。

#### 例2) 習熟度別による少人数学習集団編成 ①

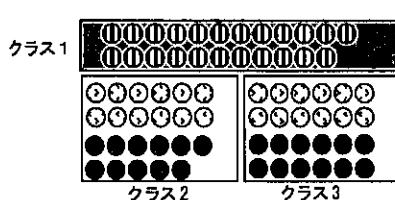


クラス1 クラス2 クラス3

#### 《特徴》

- 「発展コース」「基礎コース」「補充コース」など習熟の程度に応じた学習集団を編成する。
- 学力差が生じやすい傾向がある語彙や文法知識の習得については、立ち戻る指導など個に応じた指導の充実により、効果的につまずきの解消を図ることができる。
- 習熟が早く、さらに学習を進めていきたい生徒には、「発展的な学習」による指導を効果的に行うことができる。

#### 例3) 習熟度別による少人数学習集団編成 ②

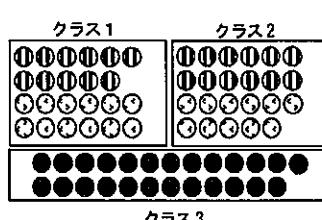


クラス1 クラス2 クラス3

#### 《特徴》

- 「発展コース」など、習熟が早く、さらに学習を進めていきたい生徒による学習集団を編成する。
- それ以外の生徒については、生徒同士の人間関係上の課題等を考慮しつつ、英語の学習について、習熟の程度が多様な生徒が、概ね均等に混在する二つの学習集団を編成する。
- 習熟が早い生徒について、「発展的な学習」による指導を効果的に行うことができる。

#### 例4) 習熟度別による少人数学習集団編成 ③



クラス1 クラス2 クラス3

#### 《特徴》

- 「補充コース」など、習熟の遅い生徒による学習集団を編成する。
- それ以外の生徒については、生徒同士の人間関係上の課題等を考慮しつつ、英語の学習について、習熟の程度が多様な生徒が、概ね均等に混在する二つの学習集団を編成する。
- 習熟の遅い生徒について、立ち戻る指導など個に応じた指導の充実により、効果的につまずきの解消を図ることができ。

O

O

## 第3章 対面とオンラインのハイブリッド指導

資料：「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第11回)会議資料」(令和2年7月17日)

ハイブリッド指導とは、普段は、第1章にあるような、オンライン授業やICTを活用した授業を行い（そのための機器整備や指導体制の整備を行い）、緊急事態宣言等の登校禁止時には、学校と自宅とを結んだオンライン授業を行う（そのための機器整備と、補講も念頭に置いて自宅とのオンライン授業を授業として認めるうこと）というものである。

中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」では、現在、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた、初等中等教育におけるこれから学びの在り方について～遠隔・オンライン教育を含むICT活用を中心として～」をテーマとして以下のような議論がなされている。

### 3-1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の初等中等教育の在り方について

今後、社会全体が、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならぬ状況であることから、感染症対策を講じつつ、初等中等教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、最大限、健やかな学びの保障に取り組んでいかなければならない。

このため、新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、必要に応じて臨時休業等が行われる段階においては、非常時の対応として、遠隔・オンライン教育やICT等を活用した家庭学習、地域社会の専門機関等との連携など、あらゆる手段を引き続き講じる必要がある。

また、現在、学校現場で行われている遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後、検証を進める必要があるが、様々な学習支援コンテンツを利用することで多様な学習ができる、教師と児童生徒がICTを活用しつながることで心身の健康状態や学習状況の把握が可能になる、学校再開後の学習活動が円滑に進められるなどの成果がある一方で、発達段階や習熟度の違い、障害の状態等により自発的な学習が困難な場合があることや、家庭環境により学習の状況・成果に差が生じてしまうなどの課題も見られる。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後においては、未来を生きる児童生徒に求められる資質・能力をより一層育んでいくためにも、初等中等教育の本質的な役割を踏まえつつ、非常時の対応として取り組まれている家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育等を積極的に取り入れていくことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現していく。

# 1. 新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、必要に応じて臨時休業等が行われる段階（「WITHコロナ」の段階）における学びの保障

## (1) 基本的な方針

児童生徒の学びを保障するため、ICT を活用しつつ、教師による対面指導と遠隔・オンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式を実践する。

## (2) 取組事項

### ① 児童生徒の学習指導について

・緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等が行われた場合には、一定の要件の下、オンラインを含む家庭学習を授業と同様に評価することを明確化する。

・児童生徒全員の学びの保障、特に分散登校が続くなどしている地域や最終学年に対する ICT 機器の優先配備や特に配慮を要する児童生徒について優先的に登校してもらうなど重点的に対応する。

・学校の授業において対面で学習する活動を重点化し、ICT の活用を含む授業以外の場での学習活動を指導計画に位置付ける。

### ② GIGA スクール構想の加速による ICT 環境の早期整備について

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業時等においても、ICT を活用し、児童生徒の学びを保障できる環境を早急に実現する。

### ③ 学習支援コンテンツに関する情報提供の充実について

臨時休業等に伴い学校に登校できない場合においても、児童生徒が多様な学習ができるよう、教師や児童生徒の利便性にも配慮しつつ、デジタル教材や動画などの学習支援コンテンツに関する情報提供を充実する。

### ④ 教師の ICT 活用指導力の向上等について

教師が遠隔・オンライン教育を含め ICT を活用した効果的な指導ができるよう、オンライン等を活用した教師向け研修を提供する。また、端末やネットワーク環境等が整備された後、遠隔・オンライン教育を含め ICT を活用した効果的な指導が進むよう、教育委員会や学校の取組を集約し、発信する。その際、他の教育委員会や学校が参考としやすいよう取組の効果や課題などの情報の充実を図り、全国の学校現場をサポートする。

### ⑤ ICT 環境整備・ICT 活用の人材の充実について

教師の日常的な ICT 活用をサポートする ICT 支援員の配置を促進するとともに、学校における ICT 環境整備の初期対応や ICT の使用ルール作成等の支援を行う「GIGA スクールソポーター」の配置を支援する。

また、教育委員会において、外部人材の活用も含めて ICT に関する専門性を有した人材の意思決定を伴う立場への配置を促進するとともに、ICT 環境整備（セキュリティ含

む）に関する計画策定、ICT を活用した効果的な指導方法等について助言・支援を行うICT 活用教育アドバイザーの活用を推進する。

⑥ 臨時休業時等における学習状況の把握について

臨時休業時等における児童生徒の学習実態について、学習指導の状況、学校や家庭におけるICT 環境の活用状況、設置者や学校におけるICT 教育推進のための体制などを把握し、今後、必要に応じて臨時休業等が行われる場合に備え、上記①から⑤の取組の改善を行う。

⑦ 臨時休業等の影響の検証について

臨時休業等の影響について、既存調査の結果も活用し、臨時休業前から学校再開後の児童生徒の状況変化を分析することで、学校における指導改善につながる検証を行う。

## 2. 新型コロナウイルス感染症が収束した段階（「ポストコロナ」の段階）における新たな学びの実現

### **(1) 基本的な方針**

Society5.0 時代にこそ、教師がICT を活用しながら、児童生徒に対話的、協働的な学びを実現することが必要である。

今後は、対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達段階に応じて、ICT を活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで協働的な学びを開拓する。

その際、憲法や教育基本法に基づき、すべての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者としての基本的な資質を養うことを目的とする義務教育と、義務教育の基礎の上に高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする高等学校における教育の違いにも留意する必要がある。

また、知・徳・体を一体的に育む「日本型学校教育」の良さを継承するとともに、履修主義と修得主義（※）等の考え方を適切に組み合わせることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現するための取組を進める。

※ 現行制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義（例 年間の標準授業時数等を踏まえた教育課程の編成・実施）、履修した上で一定の成果を上げることまで期待される修得主義（例 目標標準評価）、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義（例 同一年齢の進級・進学）、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義（例 制度としての原級留置）の考え方方がそれぞれ取り入れられている。

### **(2) 取組事項**

## ア. ICT の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実について

### ① 学習履歴（スタディ・ログ）を活用した個別最適化された学びについて

教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴（スタディ・ログ）等のICTを活用してPDCAサイクルの改善を図ることなどにより、誰一人取り残すことのないよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図る。

### ② 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくりについて

児童生徒の学習活動の質を高めるため、学校の授業時間内において、教師による対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルを開発する。

（遠隔授業の実施例）

- ・児童生徒の習熟度に差が出やすい単元を学校の授業において指導する際に、習熟度別の遠隔授業やオンデマンドの動画教材等の活用の時間や、教師や学習指導員が個別対応する時間を設けるなど、個別最適化された授業を開発。

- ・学校において遠隔授業を実施し、海外の児童生徒と交流することにより、多様な国や地域の文化に触れる機会を設ける。

### ③ 高等学校における遠隔授業の活用について

高等学校における同時双方向型の遠隔授業の実施について、単位数の算定、対面により行う授業の実施などの要件の見直しを行い、教師による対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能とし、多様かつ高度な学習機会の充実を図る。

### ④ デジタル教科書・教材の普及促進について

ICTを活用した取組の促進を踏まえ、学習者用デジタル教科書・教材についても、普及促進を図る。また、学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、有識者会議において、その効果・影響等について検証しつつ、使用の基準や教材との連携の在り方も含め、学びの充実の観点から検討を行う。

### ⑤ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応について

不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒について、関係機関と児童生徒の状況を共有し、支援しやすい環境を構築するため、統合型校務支援システムの活用などを通じ、個別の支援計画等の作成及び電子化を進める。また、教師やスクールカウンセラー等による遠隔技術等を用いた相談・指導の実施や、ICTを活用した学習支援、デジタル教材等を活用した児童生徒の理解度や特性に応じた学習活動を進める。

さらに、音声読み上げやルビ振り等の特別な配慮を必要とする児童生徒の学習に資する機能を持つ学習者用デジタル教科書の活用を促す。

### ⑥ 中山間地域等の地方の学校における遠隔授業の活用について

（義務教育段階）

山間・へき地や、小規模校などの学校において、児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る。

(高等学校段階)

生徒の希望する進路を幅広く実現するため、地域圏の複数の高等学校をネットワーク化し、同時双方向型の遠隔授業を実施し、科目の相互履修を可能とする新たな仕組みを構築する。その際、遠隔授業配信センター方式による遠隔授業の配信を推進するための必要な方策も併せて検討する。

〈特例的な措置や実証的な取組について〉

⑦ 臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組について

新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、学校と児童生徒等の関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図るとともに、学校の教育活動を継続し、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理する。

(取組例)

各設置者において、臨時休業時等においても学校と児童生徒等の関係を継続し、学校の教育活動を継続するための計画を作成するよう要請。

※計画に記載する観点の提示例（同時双方向型の遠隔教育に必要な教育指導体制、感染症対策と指導の両立のための学習集団規模、心のケアや虐待防止のために必要な対応、家庭における学習の取り扱いなど）

⑧ 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用について  
学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校など）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度の活用促進や好事例の周知を図る。

⑨ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応  
臨時休業中における遠隔・オンライン教育の実践を踏まえつつ、個別最適化された学びの効果的な実現に向けて、教育課程の特例を認める制度を活用し、実証的取組を進める。

〈実証的取組の例〉

(義務教育段階)

・遠隔・オンライン教育により、日本や外国の大学や研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な人材・リソースなどを活用することで、普段触れることが難しい最先端のアカデミックな知見を用いて特異な才能を持つ児童生徒等に対する指導を行う。

- ・ICT の活用等による効果的・効率的な学習と、探究的な学習の充実を組み合わせるなどのカリキュラム・マネジメントによる授業時数の弾力化に向けて検討する。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別な教育課程を編成し、多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については、学校外における受講も認めること）について、特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とをベストミックスさせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施する。

(高等学校段階)

多様なメディアを効果的に活用し、家庭における同時双方向型オンデマンド型の学習を授業の一部として特例的に認めることにより、対面指導と遠隔・オンライン教育とをベストミックスさせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施。

### 3. 新しい時代の学びを支える環境整備【基本的な方針】

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、次なる災害や感染症の発生等の緊急時への対応も想定しつつ、個別最適化された学び、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る。

#### (1) 新しい時代の学びを支える教室環境の整備について

情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入など、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図るとともに、特別教室等への空調設備の設置促進など「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備を図る。

#### (2) 新しい時代の教室環境に応じた指導体制等の整備について

「1人1台端末」による効果的なICTの活用や「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、新しい時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設・設備の整備を図る。併せて、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方等の検討を進め、個別最適化された学び、社会とつながる協働的・探究的な学びの実現を図る。

## ポストコロナの段階における新たな学びの実現（イメージ）

対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達段階に応じて、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育などを使いこなす（ハイブリッド化）ことで協動的な学びを展開する。

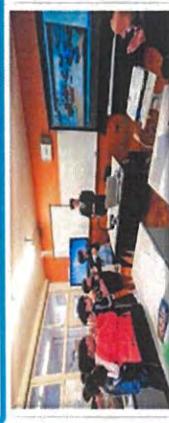
令和2年7月17日 第11回特別部会  
資料 5 - 3

### 中山間地域の学校における遠隔授業の活用



多様な考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図る。また、複数の高等学校をネットワーク化し、科目の相互履修が可能となる新たな仕組みを構築する。

### 海外の学校との交流学習



海外の児童生徒と交流をすることにより、多様な文化に触れる機会を設ける。

### 大学等と連携した指導



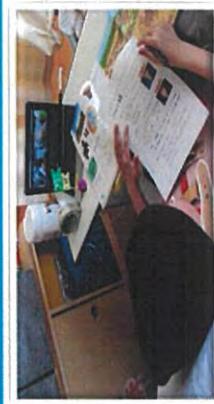
国内外の大学や研究機関、企業等の多様な人材・リソースを活用し、最先端のアカデミックな知見を用いて特異な才能を持つ児童生徒に対する指導を行う。

### 不登校児童生徒に対する学習指導



不登校児童生徒と学校をつなぎ、授業への参加（出席扱い）や、教師、スクールカウンセラー等による相談を行う。

### 病気療養児に対する学習指導



病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（出席扱い）。

### 高等学校における遠隔授業の活用



### 臨時休業時ににおける オンラインを含む家庭学習



対面指導と遠隔・オンライン教育のハイブリッド化

学習履歴等を活用したきめ細かい指導の充実や学習の改善

※臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し、学びを保障するため学校の教育活動を継続するための計画を作成するなどの取組を進める。

多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現。

同時双方型の遠隔授業の実施について、単位数の算定などの要件の見直しを行い、多様かつ高度な学習機会の充実を図る。

## ICTの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による 指導の実現に向けた教室の在り方

### 1. 1台端末の実現等に伴い必要な環境整備

・授業中における端末の利用を前提とし、教科書、ノート、文房具などを置くことも想定した机を設置。

(参考)教室用机の広さについて  
教室用机の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及。  
新JISの机はより広く教材類を配置できる一方、通路幅が狭くなり机間巡覧がしにくい、重くて低学年に負担との声あり。  
教科書、ノート、筆記用具に加え、タブレット端末を一緒に使う場合は机面が狭くなるため、端末使用時はノートをしまう等の運用例あり。

・児童生徒の端末を収納・充電する充電保管庫等を設置。

### 2. 遠隔授業等の実施に必要となる環境整備

- ・遠隔会議システム(Web会議システム)の導入。
- ・大型提示装置、マイク、スピーカー、カメラの設置。

### 3. 地域の感染レベルを踏まえた身体的距離の確保(「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準)

- ・感染が一定程度収束し、感染拡大が見られない地域  
⇒1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象都道府県に相当する感染状況である地域や、感染の拡大に注意を要する地域、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域  
⇒できるだけ2m程度(最低1m)、身体的距離の確保をすること。

ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育を使  
いこなす(ハイブリッド化)ことで協働的な学びを展開するとともに、感染症対策の観点から、  
少人数編成など新しい時代の学びのための環境整備が必要。

## 3-2. 対面とオンラインのハイブリッド指導の事例

### 1. ICTを活用した個別学習支援（日野市教育委員会）

#### （1）日野市におけるICT活用教育のビジョン

東京都日野市では、「第5次 日野市基本構想・基本計画」「教育のまち 日野（第2次日野市学校教育基本構想）」に基づき、地域と共にくる基本と先進の教育・日本一を目指すICT活用教育を推進していくとしている。

##### ア. ICT活用教育を組織的に推進する。

(1) 学校は校長先生のリーダーシップの下、ICT活用推進委員の先生を中心に授業や校務におけるICT活用について研修を進めるなど、組織的な取組を推進する。

(2) 教育委員会は、学校のICT活用教育の充実のための支援に努める。

- ・機器、ソフト、ネットワーク環境等の整備を進める。
- ・ICT活用教育推進室は、ICT活用教育の充実、先生方のICT活用指導力の向上、自立した推進を目指して学校にメディアコーディネーターを派遣する。
- ・ICT活用研究委員会、ICT活用推進委員会を実施し、学校におけるICT活用教育の充実を支援する。
- ・ICTを活用した授業の充実、先生方のICT活用指導力の向上のために夏季研修を充実させる。
- ・ICT活用教育推進室は「ICT活用ニュース」で、学校における先生方の実践事例を紹介する。

##### イ. ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。

(1) ICTを活用した個別学習を充実させ、基礎的な知識・技能の確実な定着を図る。

授業や補習教室等で個別学習ソフトの一層の活用を進め、基礎・基本の確実な定着を図る。  
（ICTを活用した個別学習の推進）

(2) 授業の中で、ICTを活用した協働学習を通して、学びを深める。

協働学習ソフトを活用して、多様な考え方の交流を通して、言語能力、コミュニケーション能力を育成し、思考力・判断力・表現力等の伸長を図る。  
（ICTを活用した協働学習の推進）

(3) 授業における指導・支援の工夫にICTを効果的に活用します。教材や学習の流れ、児童・生徒の作品などの提示にICTを活用し、児童・生徒の興味・関心を高め、思考を助ける。  
（ICTを活用した一斉学習の充実）

##### ウ. 児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。

(1) 中学校の技術・家庭科（技術分野）に加え、小・中学校の各教科等を通じた情報教育（情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度）の一層の充実を図る。

(2) 児童・生徒が、繰り返し学習によって知識の定着や技能の習熟を図ったり、情報を收

集・選択・蓄積し、文書や図・表にまとめ、表現したりする場合に、ICT の活用を推進する。

(3) 情報安全教育の一層の充実を図る。

エ. 情報安全教育を推進する。

オ. ICT を活用して、校務の情報化、効率化を徹底する。

カ. ICT を活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。

キ. ICT を安全に活用するために、情報セキュリティを確立する。

ク. 先生方の ICT 活用指導力の向上を目指す。

## (2) 日野市立平山小学校における取組事例

東京都日野市立平山小学校では、通常の授業において一人一台タブレットを使用した協働学習を実施するだけでなく、個別学習においても、個別学習支援システム「インターラクティブスタディ」(日野市各小・中学校に導入)を活用し、授業内や家庭学習等で ICT を活用している。授業内において、教員の説明後に演習として活用するだけでなく、家庭に持ち帰って自宅での復習にも活用している。

個別学習支援システム「インターラクティブスタディ」は、単なる繰り返し学習ではなく、それぞれの子供の得意なところと苦手なところを学習履歴をもとに診断し、その子に適した補充や発展的な課題にとりくめるようになっている。このシステムを活用することで、子供たちは自分のペースで納得できるまで、主体的に学習課題に取り組むことができる。

## 1. 学力差に応じた教育について

### ICTを活用した個に応じた学習支援①

#### ○ 学校において、個別学習支援システムを活用し個に応じた学習支援を実施

(東京都日野市立平山小学校の事例)

通常の授業において一人一台タブレットを使用した協働学習を実施するだけでなく、個別学習においても、**個別学習支援システムを活用し、授業内や家庭学習等でICTを活用**。授業内において、教員の説明後に演習として活用するだけでなく、**家庭に持ち帰つて自宅での復習にも活用している**。(平山小学校は、平成22年度総務省「地域雇用創造ICT総プロジェクト」の採択校。平成27年より「産学官共同プロジェクト 次世代型学びプロジェクト『ひのひの@平山小』」に取り組む。)

◆児童は、ノートで答えを導いてから、答えをタブレットに入力。

◆自動採点するだけでなく、一人一人のつまづきにあつた出題がされ、個に応じた学習が可能。

◆児童の学習記録が蓄積され、授業中に学習の様子が教員にフィードバックされたり、授業後の学習履歴を分析しその後の指導に活かすことが可能。

#### 個別学習支援システムによる応答記録とその分析



#### インタラクティブスタディによる個別学習

◆タブレットを導入し、協働学習ツールや個別学習支援システム等の活用を充実。平成24年度4月と12月の標準学力検査(CRT)では、学力の伸びが確認された。

出典：「未来の教室」の実現に向けた子供たちの開拓へアンケート調査(平成25年2月東京都日野市立平山小学校)

出典：平成28年2月4日文部科学省資料

## 平山小の実践のベース

平成23年4月に文部科学省から示された、「教育の情報化ビジョン」の「21世紀にふさわしい学びの環境とそれに基づく学びの姿」(下図)に基づいて本校の実践は行われ、2年間で142の公開授業を実施した。



**本校のビジョン**

生き抜く力と  
主体的創造的に  
行動する力を育てる

### 「学びの姿↑」の分類

- ① 一斉学習 (デジタルノートに表現・記録)
- ② 一斉学習 (デジタル教科書・教材から知識の獲得)
- ③ 個別学習 (基礎・基本の習得)
- ④ 個別学習 (思考を深める活動)
- ⑤ 協働学習 (発表・討論)
- ⑥ 協働学習 (意見交換・評議)
- ⑦ 協働学習 (意見交換・整理)
- ⑧ 協働学習 (情報収集で情報収集)
- ⑨ 問題の解き合い (問題の解決)

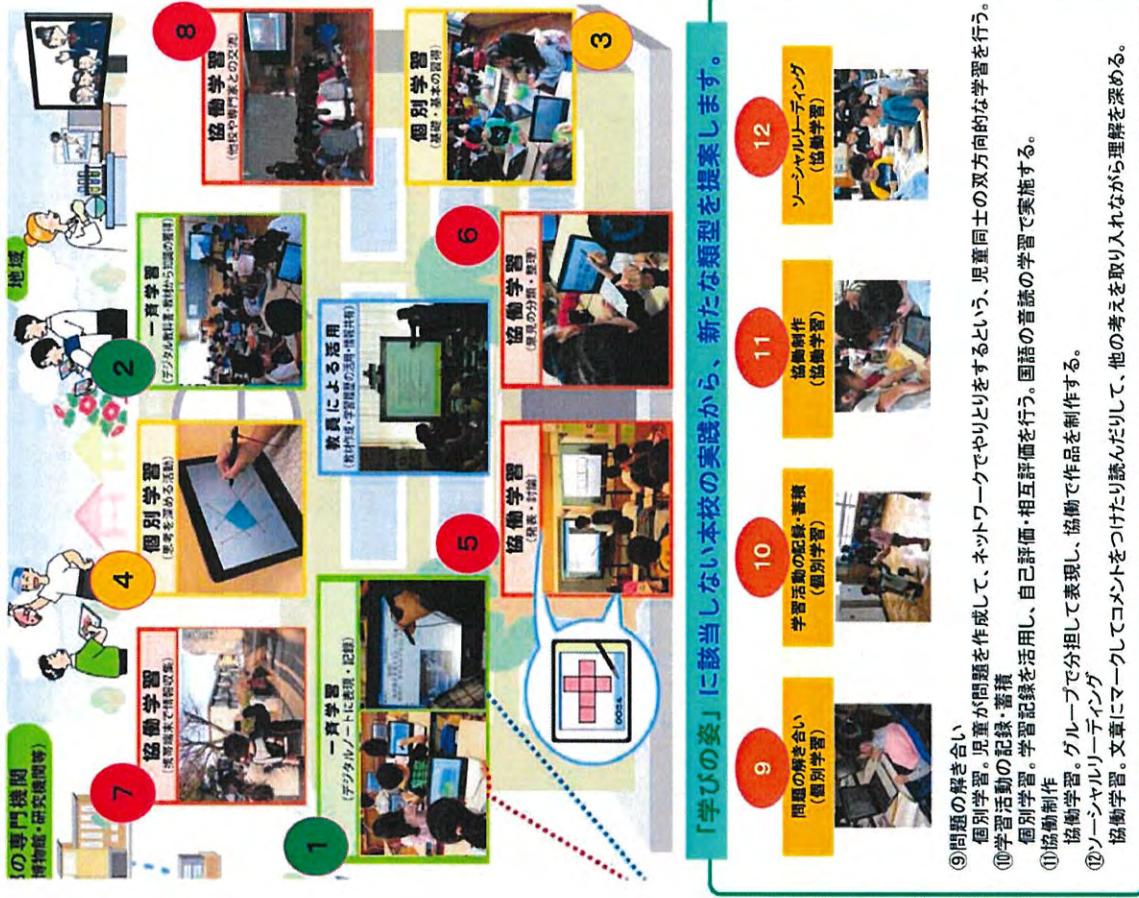
**自立**  
自分で、じっくり  
考えたり、表現  
したりする。

**協働**  
全員の発表を通して  
多様な異なる考え方  
に触れる。

**創造**  
みんなの考え方  
を結集して、新た  
な知を創り出す。

## 平山小で実現した「未来の教室」

「学びの姿」のイラストを、本校の実践（写真）で置き換えてみました。



出典:「「未来の教室」の実現と新たな学びの創造-実践とエビデンス-」(平成25年2月、東京都日野市立平山小学校)

## 2. 先端技術の活用による教育ICT環境の刷新（鴻巣市教育委員会）

資料：「鴻巣市長記者会見資料」（令和2年8月26日）

### （1）鴻巣市における先端技術の活用による教育ICT環境の刷新の概要

埼玉県鴻巣市教育委員会では、未来の創り手となる子どもたちが、これから時代に求められる資質・能力の習得が可能となる学校教育を実現するために、令和元年9月に「鴻巣市学校教育情報化推進計画」を策定し、新時代にはばたく鴻巣の子どもたちにふさわしい教育ICT環境の構築を目指し取り組んできた。そして令和2年8月に、「先端技術の活用による教育ICT環境の刷新」を取り組むことを発表した。

具体的には、教育ICT基盤をクラウドサービスに全面移行（フルクラウド化）することで、ネットワーク環境が整備されている場所であれば、どこからでも学べる環境を構築する。クラウドには、マイクロソフト社のプラットフォーム（Microsoft Azure）を利用する。

また、国立情報学研究所が構築・運用している「学術情報ネットワーク SINET」（加入予定）に直結するクラウドを使用して校務系システムを構築することで、強固なセキュリティ環境を実現する。教育委員会が SINET を利用して、クラウド（Microsoft Azure）を活用する事例は全国で初めての取り組みとなる。

### （2）鴻巣市教育委員会の取り組みの3つのポイント

#### ① 先端技術を活用したICT環境整備

全国初となる SINET に直結するクラウド（Microsoft Azure）を活用することで、強固なセキュリティ環境を実現する。また、これまで市役所や学校に設置していたサーバ群を全てクラウド環境に移行する。

※SINET は、全国の大学や研究機関などが利用するために構築された学術情報基盤で、900以上の大学および研究機関などが利用している。全都道府県を 100Gbps の回線で接続するとともに、欧州、米国、アジアの国際回線も 100Gbps 化を実現する。文部科学省は、2019年に SINET を初等中等教育機関にも開放するとしていた（次ページ資料参照）。

#### ② 学習形態の変革

電子ドリル教材や教材コンテンツを充実させ、効率的かつ公正に個別最適化された学びの実現を目指す。電子ドリル教材は、ネットワーク環境が無い家庭でも活用可能なものとする予定である。

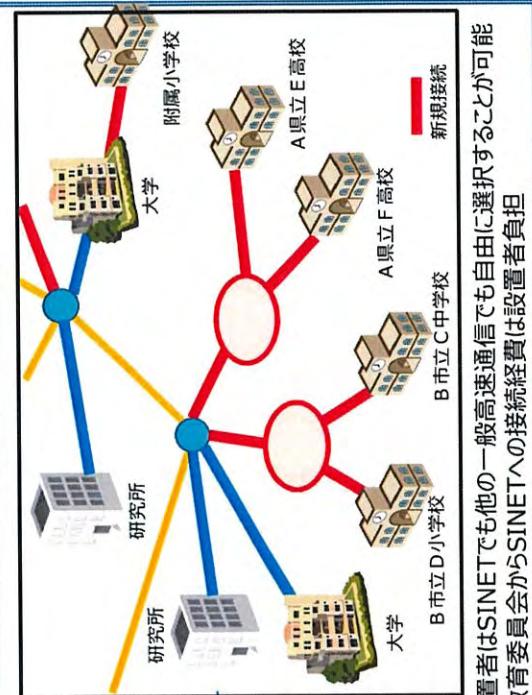
また、児童・生徒が日常的にPCを自由に使える環境を用意するため、1人1台環境の整備を目指し、市内27の小中学校で約8,500台のPC（児童・生徒用には、ノートPCの「Dell Latitude3190 Education2-in-1」、教職員用には、日本マイクロソフトのSurface Pro7を採用予定）を整備する計画も盛り込んでいる。なお、1人1アカウントを用意する。

ICT環境の整備は、内田洋行が担当し、PCのセッティング、ヘルプデスク、メンテナンス、オンライン保守、ICT支援員や研修会もすべて同グループで行う。

## 【推進施策1】世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」の初等中等教育への開放

- ✓ 「SINET」とは、国立情報学研究所（NII）が構築・運用する高等教育を対象とした日本全国の国公私立大学、公的研究機関等を結ぶ世界最高速級（100Gbps）の通信インフラ。
- ✓ これまで高等教育機関等が教育研究用として利用してきたところ、希望するすべての初等中等教育機関でも利用できるようになります。

### 「SINET」のネットワーク



### ■ メリットと具体的な活用方策

- 遅延や通信遮断などがないストレスフリーな高速通信
- 高品質の遠隔教育、全国規模でのCBTの実施等
- パブリッククラウドと直結した機密性の高い安定的通信
- 機密性の高いデータ保存
- 動画やデジタル教材など多様な教育コンテンツのスマートな活用
- 初等中等教育と高等教育等との交流・連携強化
- 地理的要因を問わず、費用・時間コストを低減した教育機会の提供
- 国立大学をはじめとする大学の学術研究のアウトリーチ（初等中等教育における活用）
- 大学・研究機関等における教育・学術研究への貢献

- 今後、希望する初等中等教育段階の学校が「SINET」を利用できる環境の整備に向け、「SINET」の活用モデルを、**6月末までに検討・提示。**

初等中等教育の様々な局面で全国的なネットワーク活用を進めることで、**自治体等による学校ICT環境整備全般を促進**

初等中等教育と高等教育との交流：  
**連携ネットワーク基盤として機能**

### ③ 子どもと向き合う時間の創出

県内初の取り組みとして、全教職員にセキュリティの高いテレワーク環境を整備し、ワークライフバランス向上を図るとともに、統合型校務支援システムや採点支援システムなどの導入により、成績処理・文書管理、出勤簿、勤怠管理等の電子化を図る。

教職員が使用する校務系のネットワークは、ゼロトラスト（「何も信頼しない」ことを前提とし、ネットワークの内部・外部を問わずリソースへのアクセスを全て検証して許可する新しいセキュリティの考え方）を導入し、教職員が場所を選ばずにネットワークに接続し、高いセキュリティ環境においてテレワークを実現できる。また、オンライン会議やオンライン研修の導入により、教職員がいつでもどこでも学べる環境や、場所や時間の制約なく教職員同士の意見交換ができる環境を整備する。



ひなちゃん

鴻巣市



記者会見資料

資料 9-1

花かおり 縁あふれ 人輝くまち こうのす

## 先端技術の活用による教育 ICT 環境の刷新

鴻巣市教育委員会では、“未来の創り手となる子どもたちが、これから時代に求められる資質・能力の習得が可能となる学校教育を実現するため”に、令和元年9月に「鴻巣市学校教育情報化推進計画」を策定し、新時代にはばたく鴻巣の子どもたちにふさわしい教育 ICT 環境の構築を目指し取り組んできました。そしてこの度、「先端技術の活用による教育 ICT 環境の刷新」が決定しました。本環境構築により、多様で柔軟な働き方・学び方を実現します。

具体的には、本市の教育 ICT 基盤をクラウドサービスに全面移行（フルクラウド化）することで、ネットワーク環境が整備されている場所であれば、どこからでも学べる環境が構築されます。クラウドサービスとしては、マイクロソフト社のプラットフォームをベースに、オンラインドリル教材と教材コンテンツを合わせて導入することで、効率的かつ公正に個別最適化された学びが実現されます。更に、本環境構築にあわせて、児童生徒に対して一人一台の Windows 端末の整備も予定しております。

次に、フルクラウド化にあたり、セキュリティの担保が重要となります。そこで、本市では、国立情報学研究所が構築・運用している「学術情報ネットワーク SINET」（加入予定）に直結するクラウドを使用して校務系システムを構築することで、強固なセキュリティ環境を実現します。教育委員会が SINET を利用して、マイクロソフト社のクラウドプラットフォーム（Microsoft Azure）を活用する事例は全国で初めてとなります。なお、SINET の利用については、現在準備を進めている段階であるため予定と記載しております。更に、教職員が使用する校務系のネットワークについては、最新のゼロトラストセキュリティモデルを導入します。

加えて、全教職員に高セキュアなテレワーク環境整備することで、ワークライフバランスの向上を目指します。この他にも、統合型校務支援システムを刷新し、校務のワークフローの電子化を行うなど、「教職員の負担軽減と児童生徒に向き合う時間の創出」に寄与するシステムについても多数導入します。

一方で、教育 ICT 環境の整備だけが目的ではありません。「子どもたちが ICT 機器を文房具のように自由に使える姿」を目指し、教職員を中心とした推進体制の整備も今後進めていきます。

本市では「公正に個別最適化された学びを実現することで、一人一人の個性を生かしながら、誰も取り残されることのない教育」の実現を目指し、今後とも教育の情報化に邁進してまいります。

問い合わせ 鴻巣市役所 048-541-1321（代表）  
教育部教育総務課（内線）3360

出典：「鴻巣市長記者会見資料」（令和2年8月26日）

# 先端技術の活用による教育ICT環境の刷新の概要

## ●背景

- ✓ 鴻巣市では、以前から教育環境の充実や各種子育て支援に注力
- ✓ 新しい時代を生きる鴻巣の子どもたちのためには、学校のICT環境強化は必須
- ✓ 令和元年9月に鴻巣市学校教育情報化推進計画を策定・実行

## ●事業概要

- ✓ 「先端技術の活用による教育ICT環境の刷新」を行い、全国に先駆けて、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方・学び方を実現
- ✓ 本格稼働時期：令和3年4月1日 ※実証期間として、一部先行実施
- 教育ICT環境刷新後の教育の姿  
✓ 校内外でICT機器を日常的に活用する環境を整備し、  
「子どもたちがICT機器を文房具のように自由に使える」
- 姿を目指す



## 全国に先駆けた取組の実現

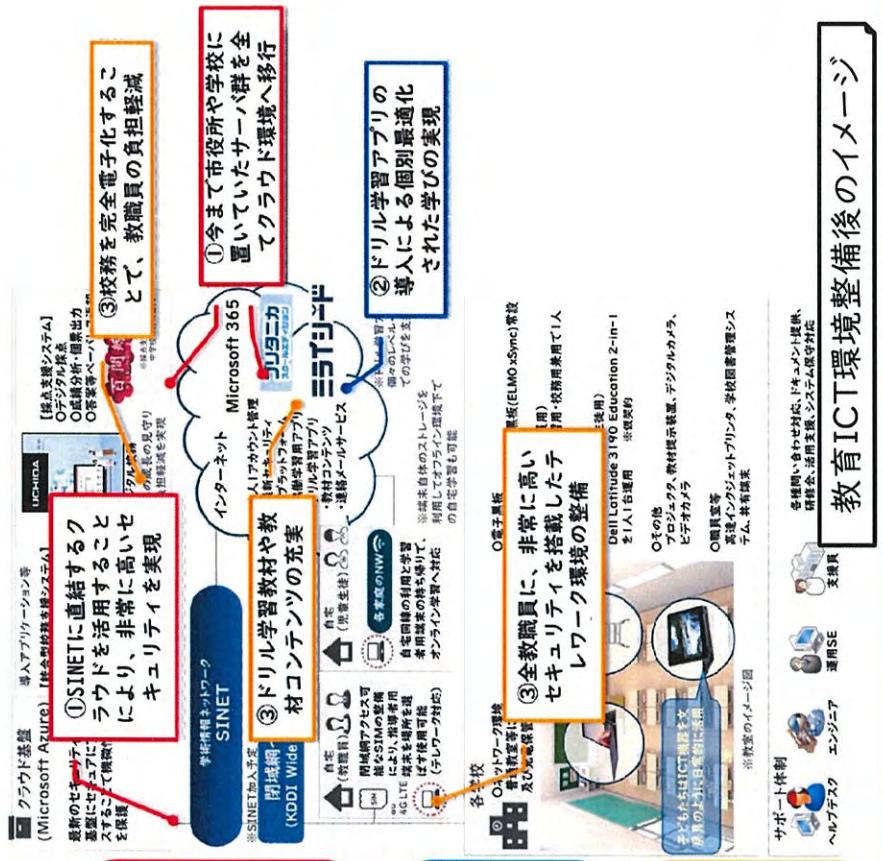
●特に先進的なポイント（抜粋版）

- ✓ ~①先端技術を活用したICT環境整備~
    - ✓ 学術情報ネットワークSINETに直結するクラウド(Microsoft Azure)を活用した強固なセキュリティ基盤の実現 ※**全国初** ※SINET加入予定
    - ✓ フルクラウド環境の実現
      - ※市役所や学校に置いていたサーバ群を全てクラウド環境へ移行
  - ✓ ~②学習形態の変革~
    - ✓ 電子ドリル教材や教材コンテンツを充実させ、効率的かつ公正に個別最適化された学びの実現
    - ※電子ドリル教材は、ネットワーク環境が無い家庭でも活用可能

## ～②学習形態の変革～

- ✓ 電子ドリル教材や教材コンテンツを充実させ、効率  
 づ公正に個別最適化された学びの実現
  - ※電子ドリル教材は、ネットワーク環境が無い家庭でも活用可能

- ✓ 全教職員にセキュリティの高いティワーク環境を整備し、ワークライフバランス向上 **※県内初**
- ✓ 校務を完全電子化し、教職員の負担軽減
- ✓ ～③子どもと向き合う時間の創出～



## 資料9-4

### 教育ICT環境整備後のイメージ

※現時点での想定

#### ■ クラウド基盤 (Microsoft Azure)

最新のセキュリティ対策  
基盤にセキュアにアクセスすることで機微情報等  
を保護

#### 導入アプリケーション等

- 【統合型校務支援システム】
  - グループウェア  
(インストラーム・掲示板・設備予約  
・スケジュール・アンケート等)
  - 学籍・成績管理
  - 文書管理
  - 保健管理
  - 勤怠管理
  - 備品管理



※子どもたちの成長の見守り  
と教職員の負担軽減を実現

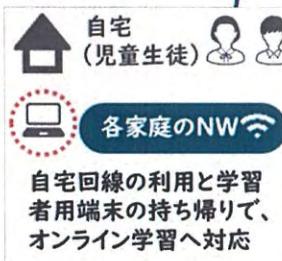
- 【採点支援システム】
- デジタル採点
  - 成績分析・個票出力
  - 答案等ペーパレス返却



※採点支援システムは、  
中学校のみの導入

#### 学術情報ネットワーク SINET ※加入予定

#### 閉域網インターネット回線 (KDDI Wide Area Virtual Switch)



#### インターネット

#### Microsoft 365

- ・1人1アカウント管理
- ・最新セキュリティ プラットフォーム
- ・協働学習用アプリ
- ・ドリル学習アプリ
- ・教材コンテンツ
- ・連絡メールサービス



#### ミライシード

※ドリル学習アプリは  
個々のレベル・ベース  
での学びを支援

※端末自体のストレージを  
を利用してオフライン環境下での  
自宅学習も可能

#### 各学校



##### ○ネットワーク環境

普通教室等に無線LAN(Cisco Meraki MR36) 及び充電保管庫を整備

##### ○電子黒板

普通教室に65型電子黒板(ELMO xSync)常設

##### ○指導者用端末(教職員用)

Surface Pro 7を学習用・校務用兼用で1人1台運用

##### ○学習者用端末(児童生徒用)

Dell Latitude 3190 Education 2-in-1 を1人1台運用

※仮契約

##### ○その他

プロジェクタ、教材提示装置、デジタルカメラ、ビデオカメラ

##### ○職員室等

高速インクジェットプリンタ、学校図書管理システム、共有端末



※教室のイメージ図

#### サポート体制



ヘルプデスク



エンジニア



運用SE

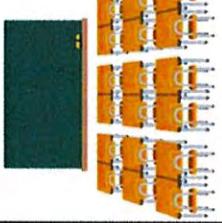
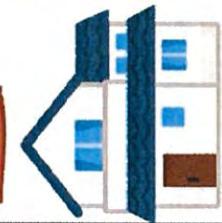


支援員

各種問い合わせ対応、ドキュメント提供、研修会、活用支援、システム保守対応

## 教育ICT環境整備後のスナップショット

### 資料9—5

<b>教室</b>	<p><b>○教職員</b></p> <p>【朝】 ・健康観察簿をPCで記録し、システム連携。 【授業中】 ・大型提示装置で、教材や動画を提示。 ・児童生徒の気つき等をPCで記録し、システム連携。</p> <p><b>○児童生徒</b></p> <p>子ども達は、PCを日常的に自由に活用。</p> <p>【朝学習】 ・朝学習で、個別最適化学習（ドリル）。 【算数、英語】 ・音楽授業と個別最適化学習（ドリル）の活用。 【英語】 ・海外の子どもオンライン交流。 【国語、社会、理科】 ・ICT機器を利用した発音チェックや聞き取り。 【協働学習ツール】 ・協働学習ツールを利用し、個人の考え方や発言を見える化。 【その他】 ・授業の成果物を学習の履歴として保管・共有。</p> 
<b>職員室</b>	<p><b>○教職員</b></p> <p>【服務管理】 ・勤怠管理システムにて、出退勤・出張・休暇を、申請・承認・管理。（電子決裁） 【スケジュール】 ・スケジュールや学校日誌に教職員の動線が全て表示。（出張・休暇・出退勤） 【児童生徒情報】 ・児童生徒の出欠等に児童生徒の出欠状況等が全て連携・表示。（出欠数・感染症数） ・児童生徒の意識調査や学校アンケートをシステムで実施すること。 【教材作成、授業準備】 ・児童生徒の学習ノートを閲覧し、授業作業に活用。 ・良い活用事例等について、簡単に共有できる仕組みを整備。 【事務】 ・教育委員会からの照会・回答を全てシステム上で完結。（電子決裁） ・採点支援システムにより、採点業務の効率化と結果の電子化。 【会議、研修】 ・電子会議の積極的利用。（出張不要、ベーハレス化） ・オンライン研修の導入により、いつでもどこでも学べる環境を提供。 ・各種研究会等をオンラインフォーラムを利用し、場所や時間の制約の無い意見交換を実現。</p> 
<b>自宅</b>	<p><b>○保護者</b></p> <p>【出欠連絡】 ・テレワーク環境を整備し、ワークライフバランスの向上。 【連絡】 ・保護者連絡や学校だより等を閲覧。 ・保護者会等の出欠をオンラインで回答。</p> <p><b>○児童生徒</b></p> <p>家庭学習で、学校で使用しているドリル教材を使用。</p> 
<p><b>○地域の人々</b></p> <p>・学校HPにパブリックな情報が積極的に公開されることにより、 学校の情報や地域の情報を取得。</p> 	

教育ICT環境整備により到来する、鴻巣市の教育現場のイメージ（スナップショット）

※鴻巣市学校教育情報化推進計画の図を一部修正

## 第4章 神戸市におけるきめ細かな教育環境導入の検討

### 4-1. 神戸市教育振興計画とオンライン授業・少人数指導

資料：「第3期神戸市教育振興基本計画 明日につなげる新・こうべ教育プラン 令和2年度～令和5年度」（神戸市教育委員会）

#### 1. 神戸市教育振興計画の概要

神戸市では、平成15年度から「特色ある神戸の教育推進アクティブラン」、次いで平成20年度に「神戸市教育振興基本計画」、平成25年度に「第2期神戸市教育振興基本計画」を策定し、「人は人によって人になる」の理念の下、「心豊かにたくましく生きる人間」の育成を目指し、教育の充実に取り組んできた。

また、平成28年1月には「神戸市教育大綱」を策定し、学力の向上や教員の資質向上など、7つの方針を定めた。

一方、国においては、平成30年度に「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指す「第3期教育振興基本計画」を策定し、「教育立国」の実現に向けた取り組みを進めている。

こうした背景及び「第2期神戸市教育振興基本計画」の期間終了を踏まえ、同計画を継承・発展させた「第3期神戸市教育振興基本計画」を定め、今後4年間の教育の充実に向けた方向性等を定めた。

第3期神戸市教育振興基本計画では、教育を取り巻く現状や第2期計画の総括等を踏まえ、2つの基本政策、14の重点事業を設定している。

## 「明日につなげる 新・こうべ教育プラン」の概要

「一人一人の子供たちの輝く明日につなげる」とともに「神戸の豊かな明日につなげる」ため、「人は 人によって 人になる」の教育理念の下、神戸の教育を推進

### 計画策定の根拠点

- 1 少子高齢化、技術革新・グローバル化の進展など時代の流れを元に据える
- 2 学習指導要領などの改訂など国の動きに対応
- 3 第2期神戸市教育振興基本計画における取組実績を継承・改善・発展
- 4 神戸市教育委員会の組織風土改革に向けた取組を推進

令和2年度 計画の内容

### 基本政策1 心豊かに たくましく生きる 神戸の子供を育む

#### 1 確かな学力の育成

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、個人に応じた指導の充実

#### 2 豊かなる心の育成

- ・他の命を大切にする教育の推進
- ・児童生徒の体力向上

#### 3 健やかな体の育成

- ・児童生徒への支援の充実
- ・教育と福祉の連携による児童・見送生徒への支援の充実

#### 4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実

- ・幼稚園教育の充実並びに公私幼保の教育の質の向上に寄与する研究・発信
- ・幼稚園教育基準に基づく教育の充実

#### 5 人格形成の基礎となる幼児教育・高専教育の質の向上

- ・全日制高校における魅力・特色づくりの推進、役割の多様化に応じた定時制教育の充実、時代の要変化に対応した専門の教育内容の充実

#### 6 特色ある高校教育・高専教育の推進

- ・全日制高校における魅力・特色づくりの推進、役割の多様化に応じた定時制教育の充実、時代の要変化に対応した専門の教育内容の充実

#### 7 神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進

- ・国際都市神戸としての英語教育の推進、生きる力を育む神戸の防災教育の推進

令和5年度 指標例（4年後の姿）

#### 「ICTで学習！」

- ・授業が分かる！」「ICTで学習！」
- ・全小・中学生
- ・特別支援学校小・中学部生
- ・PC(タブレット)
- ・配備率100%

「校舎の機能アップ！」 「先生も生き生きと！」  
「部活が楽しい！」 中学校部活動の活動内容  
トイの洋式化 満足度80%以上  
整備完了 超過勤務時間  
各年度前年度比10%減

## 目指す人間像 「心豊かに たくましく生きる人間」

- ①知・徳・体にわたる生きる力を身に付け、自ら学び、考える、行動する
- ②互いの人権を尊重し、多様な人々と共に生きる
- ③よりよい社会を築く一員となるための資質と自覚を高める
- ④夢や志をもち、自ら目標を定め挑戦する
- ⑤豊かな国際性を身に付け、地域や国際社会の持続的な発展に貢献する

## 2. 重点事業とオンライン授業や少人数指導の導入の可能性

神戸市教育振興計画の14の重点事業において、オンライン授業や少人数指導に適する、又は導入が可能と考えられる事業は次の通りである。なお、オンラインシステム利用可能な教員に対する研修等もオンライン授業に含めた。

また、主な取組の概要については、次図に示す。

#### 【重点事業とオンライン授業や少人数指導の導入の可能性】

#### ○基本政策1 心豊かに たくましく生きる 神戸の子供を育む

の基礎となる幼児教育の質の向上	向上に寄与する研究・発信 ②公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携・接続の推進 ③幼児期における特別支援教育の充実 ④市立幼稚園における幼児教育のあり方検討 ⑤認定こども園の増加等を踏まえた幼児教育の質充実の推進		
6 特色ある高校教育・高専教育の推進	【高等学校】 ①全日制高校における魅力・特色づくりの推進 ②役割の多様化に応じた定時制教育の充実 ③生徒理解に基づく適切な指導の充実 【工業高等専門学校】 ④時代の変化に対応した高専の教育内容の充実 ⑤地域の産業への技術的な貢献及び理科教育など小中学校との連携	●  ●	●  ●
7 神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進	①国際都市神戸としての英語教育の推進 ②国際理解・国際交流事業の推進 ③生きる力を育む神戸の防災教育の推進	●  ●	●  ●

## ○基本政策2 安全・安心で楽しい学校を築き、地域と共に子供を支える

重点事業	主な取組	オンライン授業	少人数指導
8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現	①いじめの積極的な認知と適切なチーム対応の推進 ◇いじめ対応に関する知識・技能の向上とチーム対応の推進 ◇専門スタッフの体制強化と重大事態等への適切な対応の推進 ②インターネット上のトラブルやいじめ等の未然防止の推進 ③児童生徒の自主活動や地域ぐるみのいじめ防止対策の推進 ④不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実 ⑤児童虐待への対応の強化 ⑥いじめや不登校、友人関係などさまざまな悩みに応じる教育相談の推進 ⑦非行・犯罪防止のための啓発・相談対応の推進 ⑧児童生徒や保護者向けの相談窓口の充実・周知	●	
9 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化	①「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践的な研修の充実 ②若手教員の指導 ③多様な人材の活用を含む研修体制の強化 ④自主的な資質向上に対する支援 ⑤高い倫理観と規範意識のある教員の育成、コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築 ⑥大学と連携した養成・研修段階における教員育成の推進 ⑦質の高い教員の採用・育成 ⑧社会に開かれた教育課程の実現に向けた学校運営力の向上 ⑨学校の組織力強化や学校への指導・支援の充実 ◇学校の組織力の強化 ◇学校への指導及び支援の充実・強化 ⑩教育委員会事務局組織の再構築		
10 教育の質を高める教職員の働き	①学校の組織力強化や学校への指導・支援の充実 ◇学校の組織力の強化 ◇学校への指導及び支援の充実・強化		

方改革の推進	②校務のICT化の促進による教職員の負担軽減 ③学校業務の適正化の推進 ④教職員の事務負担等の軽減 ⑤学校園現場における意識改革 ⑥女性が活躍できる環境づくり		
11 安全・安心で質の高い学校教育環境の整備	①学校の適正規模化 ②学級増対策の推進 ③学校施設の老朽化対策の推進 ④学校施設の機能向上 ⑤学校施設の異常高温対策 ⑥感染症対策の推進 ⑦学校事故対応の強化 ⑧登下校や外出時の安全・安心の確保	●	●
12 ICTの基盤整備と利活用の促進	①GIGAスクール構想の実現に向けた学校のICT学習環境整備の促進 ②授業改善に向けた効果的なICT活用の促進 ③校務のICT化の促進による教職員の負担軽減 ④特別支援教育における学習環境の充実	● ●	● ●
13 地域と学校との協働による社会に開かれた教育の実現	①地域に開かれ、地域とともにある学校づくりの推進 ②子供の健全育成に向けた家庭と学校の連帯、家庭教育支援 ③地域の協力をもとにした児童生徒の安全・安心の確保の推進 ④家庭・地域との連携によるキャリア教育の充実 ⑤学校を支援する人材の育成、教員志望者の育成 ⑥教育委員会の情報発信の充実	●  ●	
14 地域に活かし・つながる社会教育の充実	①生涯の「学ぶ」機会の充実、地域に還元する「活かす」学習活動の支援 ②新しい社会の力の創造に資する「つながり」の促進 ③地域交流、コミュニティ活動の場の充実		

# 重点事業 1

## 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、学びに向かう力・人間性等を涵養します。

### 取組の方針性

- ①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ②これからの時代に求められる授業の推進
- ③教科指導のさらなる充実
- ④思考力や感受性を支える「言葉の力」の育成

◇ICTを活用した授業の展開

- 1)大型提示装置（電子黒板機能付プロジェクタ等）やデジタル教科書、プログラミング学習用教材口演用等、ICTを効果的に活用した授業方法の研究を推進。
- 2)小学校においてICTを活用したプログラミング教育を推進し、児童の論理的思考力を育成。

### ②個に応じた指導の充実

◇学校における一人一人の課題に応じた指導の充実

- 1)国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、1人1台の児童生徒用PC（タブレット）の整備に早急に取り組む等、感染症のまく延や大規模災害時等においても児童生徒一人一人の学びを保障する取組を進めることともに、学校を児童生徒一人一人の進度や能力・関心に応じた学びの場とするための研究・実践を推進。
- 2)一人一人の課題に応じた指導の充実を図る、学ぶ力・生きる力向上支援委員会全小中学校に配置・拡充し、放課後学習や同室複数指導・少人数指導・習熟度別学習を支援。
- 3)個々の児童生徒の習熟度に応じた教材提供システムである学習支援ツールについて、効果的な活用の徹底を図ることとともに、全小学校へ個別配信を拡大するなど、一人一人の課題に応じたきめ細かな指導を推進。
- 4)関係部署との連携により放課後学習等を充実させ、特に支援の必要な児童生徒の学習状況を改善。

### ◇家庭学習等への支援

- 1)家庭学習への動きかけについて、先進的に取組む学校を研究校に指定したり、その取組事例を「家庭学習の手引き」としてとりまとめて周知を図る等、家庭学習の取組を強化。
- 2)学力との強い相関関係の見られる生活習慣（神戸つちやんシンシ10）について、啓発カレンダーの学校等への配布や、「教育委員会だより」での連載やシンボルシーカーの開催等により、家庭でのよりよい生活習慣形成を支援。

### ③指導体制・指導支援の充実

#### ◇指導体制の充実

- 1)教頭の負担軽減のため、担任を持たず教頭業務の一部を補佐する「総務・学習指導担当」を配置拡充し、学校におけるマネジメント機能を強化。（重点事業9に後掲）
- 2)小学校での教科担任制について、小学校での学級担任間にによる交換授業や、支援加配教員を活用した一部教科担任制の取組を検証し、教員の働き方改革及び今後の学級・学年・学校経営に資する実践を、積極的に研究・推進。
- 3)小学校英語教育の質の向上を図るため、英語専任教員を配置充実し、指導体制を強化。（重点事業7に後掲）

#### ◇サポート体制の充実

- 1)小中接続による英語教育の充実に向けた授業公開・協議会や文部科学省主催の研修に基づいた指導力向上研修、外国人英語指導助手（ALT）との合同研修等を実施し、教員の指導力と英語力を強化。（重点事業7に後掲）
- 2)学力向上に取組む小中学校を「力のつか授業推進指定校」に指定し、授業改善を進めるとともに、その成果を研究発表会等で発信。
- 3)教員経験のない小学校的臨時講師や任期付教員に対して継続的な訪問指導を行ふため、指導力豊かな校長経験者を派遣し、臨時講師等の授業力を育成。（重点事業9に後掲）

#### ◇モデル事例の創出・発信

- 1)各校の「学力向上担当者」を対象とした連絡会を開催し、優れた実績事例や先進的な取組の紹介、校種を超えた情報の共有等を行うことで、各校の取組みを強化。
- 2)授業力の高い教員を「神戸授業マイスター」に認定し、その授業の様子を、教員専用のインターネット（KTF）で配信。
- 3)小中連携して学力向上に取組む学校を「力のつか授業推進指定校」に指定し、その成果を研究発表会等で発信。
- 4)義務教育学校港島学園において小中一貫教育の実践研究を推進。

#### ◇関連する取組

- 1)市立図書館において開かれた教育課程の実現に向けた学校運営力の向上【重点事業9】
- 2)神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進【重点事業7】
- 3)社会に開かれた教育課程の実現に向けた学校運営力の向上【重点事業9】

(凡例)  
— オン授業に適する (導入可能な) 項目 — 少人数指導に適 (導入可能な) 項目 — 両方に該当する項目

<b>重点事業</b> <b>2</b>	<b>豊かな心の育成</b>	<p>◎他の命を大切にする教育や道徳教育、人権教育等を推進します。</p> <p>◎「夢や希望を育む学級・学校づくり」や「子供が支え合い高め合う学級・学校づくり」、「規範意識を育て豊かな人間性を育む学級・学校づくり」を進めます。</p>
	<b>取組の方針性</b>	<p>①他の命を大切にする教育の推進</p> <p>1)自己肯定感・自己有用感を育成し、自分の命を大切にすることもに、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育む教育を、学校教育活動全体を通して推進。</p> <p>2)生きる喜びを実感し、命を大切にする心を育むため、幼児・児童生徒の発達段階に応じた命の学習を進めるとともに、問題を抱えたどき一人で抱え込まないことや、自分自身や友達の危機に気付き、闇わり、信頼できる大人につなぐといったSOSの出し方にに関する教育を推進。</p> <p>3)学校で子供と接する教職員がゲートキーパー（いのちの門番）としての基礎的な素養を身に付ける取組を推進。</p> <p>4)中・高校生が、乳幼児と直接交流する「幼児とのふれあい体験学習」を中心とした「中・高校生を対象としたフレ親学習」や、小・中学生が乳幼児の親子とふれあう、市長部局・区と連携した「命の感動体験学習」等を行い、自分も大切に育てられてきたことに気付き、子供を生み育てる家族・家庭の大切さを学び、幼い子供とよりよく関わろうとする態度を育成。</p> <p>5)震災にかかる教訓を継承する取組や、神戸市の防災教科書翻訳本「しあわせ はにっぽう（幸せ 運ぼう）」を小・中学校にて活用する等により、「命の大切さ」や「人とひととのつながり」といった「人間としての在り方・生き方を考える」神戸の防災教育を推進。（重点事業7）に後援</p> <p>6)自然体験活動により、生命や自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度を育成。</p>
	<b>主な取組</b>	<p>②子供たちの心に響く道徳教育の推進</p> <p>1)道徳教育推進教員への研修を実施し、教育活動全般を通じた道徳教育及び道徳科の授業を充実。</p> <p>2)道徳科の授業を保護者や地域に公開し、家庭・地域との連携を強化。</p>
	<b>③子供たちの心を育む人権教育の推進</b>	<p>1)教職員への研修等を実施し、さまざまなお人権課題を踏まえ、教育活動全体を通じた人権教育を推進。</p> <p>2)児童生徒の正しい判断力等の育成のため、「スマートスマートKOBE」の推進も含め、「ネットトートメ等防止プログラム」に加えネット依存防止に重点をおいた「ネット依存防止プログラム」を策定し、さらなる人権教育を推進。</p> <p>3)神戸市外国人に対する差別の解消・多文化共生社会の実現に関する条例」の趣旨に則し、偏見・差別の解消や、共生の態度育成に向けた教育活動を推進。</p>

<b>重点事業 3</b>	<b>健やかな体の育成</b> 生涯を通じて健康で活かある生活を送るための基礎としての健やかな体を育成します。
<b>取組の方向性</b>	
	<p>◎体力の向上や食育の推進、心身の健康の保持・増進に関する取組を推進します。</p> <p>◎魅力があり、かつ持続可能な中学校部活動を推進します。</p>
<b>■主な取組</b>	
	<p>①児童生徒の体力向上</p> <p>1)新しい学習指導要領に対応した「体育指導のてびき」を作成し、指導力の向上を促進。            2)民間事業者とともにを行う授業「やってみよう！教室」により、低学年期における多様な運動を推進し、様々な運動を楽しむことができる体を育成。            3)小字4～6年生を対象に「こうべっこチャレンジ！新体カテスト」を実施。            4)小1学1年生～中学3年生までの継続した体力データを蓄積し分析・活用。            5)運動が苦手な児童の技能習得ならびに意欲向上を目指して「できたよ！教室」、「あおぞら水泳教室」を開催。            6)走る・跳ぶ・投げるという運動の基礎能力の向上を目的に「小学生陸上競技記録大会」を開催。            7)「体力アップ通信」「児童・教員向けの運動遊びハンドブック（仮）」を作成し、体育授業以外での運動の日常化に向けた取組を推進。</p>
	<p>②保健教育の推進</p> <p>1)健康問題を研究協議し健康教育を推進する「学校保健委員会」を各校で開催することともに、推進指定期による公開や報告会を実施し、学校保健委員会の活用を促進。            2)フッ化物塗布・洗口について小学校でモデル実施を行うなど、むし歯予防に関する取組を推進。</p>
	<p>③発達段階に応じた食育の推進と情報発信</p> <p>1)小学校において、学校給食を「生きた教材」として活用することで、新学習指導要領に対応した「食に関する指導の全体計画」を整備し、教育活動全体で食育を推進。            2)生徒や保護者のニーズを踏まえ、温かいメニューの提供や主食・副食の充実など献立内容の充実を図ることともに、ランチボックスのリニューアルを行うなど、中学校給食の魅力向上策を推進。            3)温かい給食の提供など中学校給食のさらなる魅力化を進めることともに、全世界の中学校給食費の負担を半額に軽減するなど、全員喫食の実現に向けた取組を推進。            4)小学生向け給食体験や保護者向けの試食会を開催し、中学校給食の定着を推進。            5)学校給食により、市のホームページ等に加え、「学校給食」のレシピをまとめた啓発本や新たな媒体を活用しながら、神戸のホームページ等に加え、「学校給食」の魅力や食育の取組について情報を発信を実施。</p>
	<p>④魅力ある持続可能な中学校部活動の推進</p> <p>1)安全で充実した指導が受けられる機会を確保するため、神戸市中・義務教育学校部活動ガイドラインに基づき、部活動指導員（外部人材）を活用し、充実した部活動を推進。            2)学校の小規模化に応じて「拠点校活動」の充実を推進。            3)「こうべジュニアスポーツリーダー（KJSU）講習会」によるリーダー育成を推進。</p>

(凡例)  
— オンライン授業に適する（導入可能な）項目  
— 少人数指導に適する（導入可能な）項目  
— 両方に該当する項目

# 重点事業

## 4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実

子供一人一人の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服する特別支援教育や、グローバル化による切れ目ない支援の充実・専門性の向上を推進します。

### 取組の方向性

- ①特別支援教育による切れ目ない支援の充実と教職員の資質・専門性の向上を推進します。
- ②特別支援学校においては、一人一人の発達に応じて自立に向けた取組を進めます。
- ③日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒や就学機会の提供を希望する学齢経過者など、多様な教育的ニーズに応じた支援を進めます。

### ■主な取組

#### ①教育と福祉の連携による幼児・児童生徒への支援の充実

- 1)関係部局との連携を密にし、障害のある児童・児童生徒への支援体制を構築。
- 2)障害のある児童・児童生徒に係る福祉制度等の情報を周知徹底し、教職員の知識や対応力の向上を促進。
- 3)学校と障害児通所支援事業所が連携し、個別の教育支援計画等を介した幼児・児童生徒への支援を充実。

#### ②域内の教育資源の活用・関係機関との連携による幼児・児童生徒への支援の充実

- 1)こうべ学びの支援センターの活用を促進し、通常の学級に在籍する児童生徒への指導・支援。
- 2)小中学校の自校通級指導教室の設置を含め、通級指導体制の再構築を検討するほか、市立高等学校在校籍生徒の通級指導体制も拡充するなど、通級指導のニーズの増加に対応。
- 3)特別支援学校のセンター的機能の活用を促進し、幼稚園・小中学校、義務教育学校の指導・支援体制を充実。
- 4)「神戸市立幼稚園および小中学校における医療的ケア支援事業」を実施し、保護者の負担軽減を図ると共に、医療的ケアを必要とする児童・児童生徒の社会的自立を促進。
- 5)特別支援学校における医療的ケアについて、保護者の負担軽減のため、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師添乗による通学支援を推進。さらに指導的な立場の医師及び看護師の配置などを検討し、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応。
- 6)インクルーシブ教育推進相談員による相談体制を充実させ、市立・私立幼稚園と市立小学校との連携体制構築を推進。

#### ③教職員の特別支援教育にかかる資質・専門性の向上

- 1)特別支援教育に関する研修を毎年開催し、特別支援教育や合理的配慮等に関する知識・指導技術の獲得・向上を推進。
- 2)外部人材を活用した研修を実施し、特別支援教育推進の核となる教職員の専門性向上を推進。

(凡例)

——オンライン授業に適する（導入可能な）項目 —— 少人数指導に適する（導入可能な）項目 —— 両方に該当する項目

<b>④一人一人の発達に応じた特別支援学校での自立に向けた取組</b>
1)キャラクア教育充実のため、市立特別支援学校全校における高等部作業見学会・就労支援プログラム研修会、保護者向け企業見学会等見学会・就労支援本部の充実を推進。
2)高等部生徒の卒業後のキャリア充実を図るため、就職支援コーディネーターを効果的に活用し、実習先や就労先の開拓を推進。
<b>⑤特別支援学校の整備・充実</b>
1)児童生徒の増加に伴う過密化、教室不足に対応するため、市東部地区に、(仮称)HAT 神戸特別支援学校や、(仮称)東部高等特別支援学校を開校する。特に、小学校と併設の(仮称)HAT 神戸特別支援学校においては、その特色を活かした取組を推進。
2)スクールバスの増車等により、障害のある児童生徒が安心して通学できる体制を整備。
3)バート看護師を配置し、医療的ケアを必要とする子供たちの安全・安心な学校生活を実現。
<b>⑥特別支援教育における学習環境の充実</b>
・特別支援学校等に通う児童生徒一人一人の障害の特性や状況に応じて、安心な学習環境を提供するため、可動式の児童生徒用PC(タブレット)を配備。
<b>⑦帰国・外国人児童生徒等への支援の充実</b>
1)学校生活への早期適応をはかるため、日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、サポートやボランティアを派遣し、生活適応や学習を支援。
2)学習言語の修得のため、JSL 教室を設置し、日本語の話す・聞く・読む・書く力を養成。
3)日本語指導を必要とする児童生徒に対して一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、「こども日本語サポートひろば」を開設し、巡回日本語指導員の学校への派遣等を実施。また、学校と児童生徒・保護者をつなぐランチャーシコーディネーターを配置し、円滑な学校生活を送れるよう支援。
<b>⑧学経験経過者等への学びの機会の提供</b>
・夜間中学において、入学要件として「市内在住者」を対象とした受け入れ拡大を実施するとともに、夜間中学における就学ニーズに幅広く対応するため、市外在住者の受け入れ拡大の取組を推進するなど、就学機会の提供を希望する学経験経過者等への支援を充実。
<b>⑨教育費や通学費負担の軽減</b>
1)経済的理由により就学困難な要保護・準要保護世帯の児童生徒に対し「就学援助事業」として、学用品費・給食費等の援助を実施。
2)住所地により定められた校区の小中学校に公共交通機関を利用し、一定の距離を遠距離通学する児童生徒に対し、通学費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施を推進。
<b>⑩家庭の経済状況等に左右されない学習機会の提供</b>
1)一人一人の課題に応じた指導の充実を図る、学ぶ力・生きる力向上支援員を全小中学校に配置。 拡充し、放課後学習や同室複数指導、少人数指導・習熟度別学習を支援。(重点事業1から再掲) 2)関係部局との連携により放課後学習等を充実させ、特に支援の必要な児童生徒の学習状況を改善。(重点事業1から再掲)

<関連する取組>

- 幼児期における特別支援教育の充実【重点事業5】
- 役割の多様化に応じた定時制教育の充実【重点事業6】
- 不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実【重点事業8】
- はじめや不登校、友人関係などさまざまな悩みに応じる教育相談の推進【重点事業8】
- 学校施設の機能向上【重点事業11】

## 重点事業 5

### 人格形成の基礎となる幼児教育の質の向上

- 遊びや生活という直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、生きる力の基礎を培う幼児教育を推進します。
- 公・私立の幼稚園・認定こども園・保育所（公私幼保）によって進められている神戸全体の幼児教育の質の向上に、市立幼稚園として実践・研究等を通じて寄与します。
- 公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携・接続を推進します。

#### 取組の方向性

- ①幼稚園教育要領に基づく教育の充実並びに公私幼保の教育の質の向上に寄与する研究・発信
- ②公私幼保における教育の推進事業「本との触れ合い推進事業」「個に応じた創意ある教育の推進事業」「本との触れ合い推進事業」に取り組み、特色ある教育を推進。
- ③家庭・地域の協力・連携を得ながら、道徳性や規範意識の醸成の取組を推進。
- ④公私幼保で作成した「育ちと学びをつなぐ神戸のアプローチカリキュラム」も基にしながら、「幼児期に育みたいこうべ子の資質・能力研究事業」に取り組み、「幼児期の終わりまでに育つほしい姿」を明確にするとともに、幼児理解や指導法などを研究し、保・幼・認定こども園・小学校に向けた実践収集、保育公開を実施。
- ⑤「幼児期の終わりまでに育つほしい姿」を基に日々の実践や幼児理解、指導法をまとめ、公・私立の幼保の各園での実践に資する事例集を作成。
- ⑥「みんなの幼稚園事業」や「子育てサークル支援事業」、「幼児のひろば」などの園庭開放により保護者同士の交流を提供するほか、子育て相談の実施や情報提供など地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすとともに、預かり保育も実施。

#### ■主な取組

- ①幼稚園教育要領に基づく教育の充実並びに公私幼保の教育の質の向上に寄与する研究・発信
- 1) 基本的な生活習慣の形成・健常な心と体づくり・絵本などの読み合い・絵本との触れ合いの取組等、特色ある幼児教育の充実を推進。
- 2) 「個に応じた創意ある教育の推進事業」「本との触れ合い推進事業」「本との触れ合い推進事業」に取り組み、特色ある教育を推進。

- 3) 家庭・地域の協力・連携を得ながら、道徳性や規範意識の醸成の取組を推進。
- 4) 公私幼保で作成した「育ちと学びをつなぐ神戸のアプローチカリキュラム」も基にしながら、「幼児期に育みたいこうべ子の資質・能力研究事業」に取り組み、「幼児期の終わりまでに育つほしい姿」を明確にするとともに、幼児理解や指導法などを研究し、保・幼・認定こども園・小学校に向けた実践収集、保育公開を実施。
- 5) 「幼児期の終わりまでに育つほしい姿」を基に日々の実践や幼児理解、指導法をまとめ、公・私立の幼保の各園での実践に資する事例集を作成。

- 6) 「みんなの幼稚園事業」や「子育てサークル支援事業」、「幼児のひろば」などの園庭開放により保護者同士の交流を提供するほか、子育て相談の実施や情報提供など地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすとともに、預かり保育も実施。

#### ②公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携・接続の推進

- ①「幼児期の終わりまでに育つほしい姿」を明確にし、これを小学校の教員と共有するなど連携を図り、幼児期の教育と小学校教育との円滑な連携を推進。
- ②小学校を拠点として、保・幼・認定こども園・小学校が相互に連携する中で、保育・授業の充実を図り、「スタートカリキュラム」の実践も含め、子供の学びをつなぐための連携を推進し、就学前教育や接続時期の教育の質的充実を図るため、「幼小接続のための連携推進事業」を実施。

#### ③幼児期における特別支援教育の充実

- ①障害のある幼児などの指導に当たっては、インクルーシブ教育システム構築に向けて、通級指導教室等園系機関やインクルーシブ教育推進相談員との連携を図りながら、集団生活の中で一人一人の発達を促進。
- ②個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用を進め、特別な支援を必要とする幼児の状態などに応じた指導を計画的・組織的に推進。

#### ④市立幼稚園における幼児教育のあり方検討

- ①園児数の減少や幼児教育無償化など、市立幼稚園を取り巻く状況が大きく変化している中、市立幼稚園のあり方にについて、幼稚園に対するニーズや公私との連携を考慮しつつ検討。
- ②認定こども園の増加等を踏まえた幼児教育の質を実現の推進

- ・幼児教育・保育を一体的に提供する認定こども園の増加等を踏まえ、認定こども園等子ども・子育て支援を所掌する市長部局との連携を密に、今後の幼児教育の推進に向けた研究・検討も行いながら、質の充実を推進。

(凡例)

— オンライン授業に適する（導入可能）項目 — 少人数指導に適する（導入可能な）項目 — 方に該当する項目

## 重点事業

### 6

#### 特色ある高校教育・高専教育の推進

市立高等学校において、人間として調和のとれた育成を目指しながら、一人一人の希望する進路実現に向けた確かな学力・技能等を培し、生きる力を育みます。  
市立工業高等専門学校では、市立の唯一の工学系高等教育機関として専門性の高い時代に適合する技術者の育成と地域社会への貢献を推進します。

#### 取組の方針性

- ①市立高校において、各校の創意工夫を生かした魅力・特色づくりを推進し、一人一人の生きる力の育成につなげます。
- ②市立高校各校間等のネットワークを強化することで、特色を生かした教育の振興を推進します。
- ③時代の変化に対応した高専の教育内容の充実を行います。
- ④高専において、地域の産業への技術的な貢献及び理科教育など小中学校との連携を進めます。

#### ■主な取組

- ①全日制高校における魅力・特色づくりの推進
  - 1) 生徒の能力・適性や興味・関心、進路等の多様化に応じた特色ある学校づくりを目指す国の中学校教育改革の動向や、少子化等の市立高校を取り巻く状況を踏まえ、将来像も研究・検討しながら、学校毎の魅力・特色づくり等の取組を推進。
  - 2) 高校・大学・企業・関連機関等とのネットワークを強化し、市立高校各校の特色を生かした教育の振興を推進。

#### (全日制高校各校の取組)

- 【六甲アイランド高校】サーバー・サイエンス・ハイスクール（SSH）における研究・取組をさらに伸長し、地域における理数教育の拠点校を目指す取組を推進。
- 【箕面高校】サーバー・グローバル・ハイスクール（SGH）の取組をさらに伸長し、新たに指定を受けたワールド・ワイド・ラーニング（WWL）コンソーシアム構築支援事業における拠点校として、イノベティブなグローバル人材の育成を推進。
- 【科学技術高校】「ものづくりは人づくり」の考え方のちど、ものづくり教育を一層進め、専門技術・先端技術を習得し、21世紀を支える工業人を育成。また、全国の高校で初めて防災土養成の授業を実施し、地域社会の防災力向上に貢献する人材を育成。
- 【神港橋高校】「ひと」を「たから」ととらえ、道徳教育を基盤として、地域連携課題解決型学習を通して確かな学力とビジネスマナーを身につけた人財を育成。
- 【須磨羽風高校】単位制総合学科のシステムを活用し、進路実現を目指した自分だけの時間割作りや「キャリアプランニングⅠ～Ⅲ」「人間関係」など特色ある授業を通じ、充実したキャラリア教育を軸とした、積極的な地域連携・徹底した学力の伸長・豊かな心の育成に取組み、人・社会・希望につながる神戸らしい教育活動を推進。

(凡例)

— オンライン授業に適する（導入可能な）項目 — 少人数指導に適する（導入可能な）項目 — 両方に該当する項目

#### ②役割の多様化に応じた定時制教育の充実

- ・働きながら学べる教育機関としての役割のほか、高校中途退学生徒や学校に登校しづらい経験をした生徒の学び直し機会の確保等、定時制教育に求められる役割の多様化を踏まえ、定期制高校全体の動向やニーズ等を見据えた今後のあり方についても研究・検討しつつ、基礎学力の定着（学習習慣の確立）や生活指導、進路指導等の教育実践、各校の魅力・特色を伸ばす取組を推進。

#### (定期制高校各校の取組)

- 【摩耶兵庫高校】「人間性を育む教育を重視し、家庭・地域・関係機関と連携した教育活動を推進する学校」、「小・中学校で不登校を経験した生徒、高校中途退学した生徒、再チャレンジする生徒等、多様な生徒が、学校生活を通じて自尊感情や自己有用感を高めるとともに、自分の目標を見つけ、それに向けてチャレンジする学校」としての特色ある学校づくりを推進。
- 【楠高校】「他と協働し社会の変化に対応する社会人の育成」を目指し、生徒一人一人に恵じたきめ細やかな教育活動を推進。
- 【神戸工科高校】ものづくりを通して工業に関する基礎的・基本的な知識を習得させ、創造的能力と実践的な態度を持ち、社会に貢献できる人材を育成。

#### ③生徒理解に基づく適切な指導の充実

- 1) 神戸市立高等学校における学校事故に係る調査報告書の提言も踏まえ、生徒理解に基づく適切な生徒指導への改善を推進。
- 2) 有識者による生徒指導のあり方検討会を設置し、生徒指導のガイドライン等を作成。

#### 【工業高等専門学校】

- 「神戸市立工業高等専門学校中期計画」（令和元年度～5年度）に基づき、教育、研究、地域貢献等の取組を着実に推進。

#### ④時代の変化に対応した高専の教育内容の充実

- 1) 学生の質を維持・向上させるため、学生の個性や学習状況に合わせた教育を実施。
- 2) 成長産業技術者教育プログラムにより今後成長が見込まれる航空宇宙・医療福祉・ロボット分野の新しい手を育成。
- 3) 国際交流活動の充実により、世界的視野を持つた学生を育成。
- 4) 先端的な研究活動を展開し学生の研究活動の高度化を図るために、外部資金調達及び研究体制の充実を推進。
- 5) 時代にあつた新たな設備の導入や更新を行い、高専教育の特徴である実験実習環境を改善。
- 6) 科学技術高校の指定校性制度の拡充をはじめ、更なる市立高校との連携を推進。

#### ⑤地域の産業への技術的な貢献及び理科教育など中小学校との連携

- 1) 市立の高専として、技術サポートを通じて地域のものづくり担い手の育成など社会ニーズに応じた人材育成を推進。
- 2) フログラミング教育への取組み協力を含む理科教育における小・中学校との連携を充実。

## 重点事業

7

### 神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進

- ・ 地球規模で人や情報が行き交うグローバル社会の進展を踏まえ、英語教育、国際理解教育を進めます。
- ・ 防災教育、自らのかけがえのない命を守るとともに、災害を他人事でとらえず、被災した人々の思いに寄り添えるような子供たちを育みます。

### 取組の方向性

- ◎ 国際都市神戸として特色ある英語教育や国際交流等をさらに推進します。
- ◎ 阪神・淡路大震災の体験を継承し、震災を乗り越えていく過程で学んだ教訓を学校教育の中で生かします。

### ■主な取組

#### ①国際都市神戸としての英語教育の推進

- 1) 小学校英語教育の質の向上を図るために、英語専任教員を配置拡充し、指導体制を強化。
- 2) 外国人英語指導助手(ALT)を全小中学校及び高等学校、特別支援学校に配置・拡充し、コミュニケーション活動を通じた4技能(読・聴・書・話)の統合的な育成を推進。
- 3) 小学校の英語教科化に合わせて、1~6年生の外国語授業において全ての時間、外国人英語指導助手(ALT)との協同授業を実施。
- 4) 小中連絡による英語教育の充実に向けた授業公開・協議会や文部科学省主催の研修に基づいた指導力向上研修、外国人英語指導助手(ALT)との合同研修等を実施し、教員の指導力と英語力を強化。
- 5) 「英語教育改善プラン」を策定し、国の「生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業」等に取り組みながら、児童生徒の発信力向上に向けた指導体制づくりを推進。

#### ②国際理解・国際交流事業の推進

- 1) 幼稚園・義務教育学校前期課程への「外国人英語指導助手(ALT)派遣事業(DS)」、小学校・義務教育学校前中期課程での「こうべ地球つ子プログラム」、中学校・義務教育学校後期課程・高等学校・特別支援学校での「神戸国際人育成プログラム(KICP)」を実施し、国際理解教育を推進。
- 2) 中学校・義務教育学校後期課程において、英語によるフレゼンティーションを行いう神戸イングリッシュフェスティバル、中学生英語サマースクールを開催し、実践的な英語力を發揮する機会を提供。
- 3) 「神戸市子ども文化交流支援基金」を活用した姉妹都市等との中高生の相互派遣(中学生神戸・ブリッジプログラム)を中心とする国際交流を推進。

#### ③生きる力を育む神戸の防災教育の推進

- 1) 防災にかかる教科を継承する取組や、神戸独自の防災教育副読本「しあわせ はこぼう 幸せ 運ぼう」を小・中学校にて活用する等により、「命の大切さ」や「人と人とのつながり」といった「人間としての在り方・生き方を考える」神戸の防災教育を推進。
- 2) 「自然に関する知識」や「社会に関する知識」といった「防災上必要な知識を身に付ける」神戸の防災教育を推進。
- 3) 防災教育を進める中で、各教科と防災教育を関連付けた「学習計画」を策定・実施。
- 4) 各学校で地域の特性に応じた「防災教育カリキュラム(年間指導計画)」を策定・実施。
- 5) 地域行事やボランティア活動への参加等を通じて、被災等の痛みを理解し、相手の思いに寄り添う心を養成。
- 6) 「学校防災対応マニュアル作成指針」をもとに各学校園で独自に作成した「防災マニュアル」に基づく訓練を実施。
- 7) 東南海・南海地震にそなえ、防災福祉コミュニティなどとの地域団体と協働で行う防災訓練を推進し、地域の組織との連携を促進。

(凡例)

— オンライン授業に適する（導入可能な項目） — 少人数指導に適する（導入可能な項目） — 両方に対応する項目

## 重点事業 8

### いじめを許さず生きと過ごせる学校生活の実現

いじめや不登校、児童虐待、非行等の問題に対し、子供たちの発達段階に応じた指導・支援を充実させ、有意義で興味深く希望に満ちた学校生活の実現を進めます。

#### 取組の方向性

- ①「いじめを見逃さない学級・学校づくり」や「子供たちが生き生きとし、居場所のある学級・学校づくり」を推進します。
- ②いじめ防止対策推進法等の制度意義や趣旨を徹底し、神戸市いじめ指導三原則（すりを訴さず、されるを責めず、第三者なし）を継続展開し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて組織的な取り組みを推進します。
- ③不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実
- ④事態の対応等において、児童生徒や保護者に寄り添いながら真摯に適切な対応を行います。

#### ■主な取組

##### ①いじめ対応に関する知識・技能の向上とチーム対応の推進

- △いじめ対応に関する知識・技能の向上とチーム対応の推進
  - 1) 「いじめは、どの子供にも、どの学校においても起り得るものである」ことを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」に基づく「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」及び「学校園の「校内いじめ問題対策委員会」の機能を充実させ、いじめの横暴的・組織的対応を徹底。研修等により、教育委員会事務局及び学校園の教職員への「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の制度意義・趣旨等の徹底や、生徒指導担当教員の対応能力向上を推進。
  - 2) 神戸市いじめ問題対策委員会の報告書における提言を踏まえ、「子ども理解のためのアセスメント力（生徒一人を見る力）の向上」や「教師がSOSを出せるチーム学校づくり」等の取組を推進。
  - 3) 神戸市立高等学校における学校事故に係る調査報告書の提言を踏まえ、生徒理解に基づく適切な生徒指導への改善を推進。（重点事業6から再掲）
  - 4) いじめの重大事態について、理解の徹底や適時・適切な対応を図るため、初期対応等に不備があった事案を事例として実践的な研修を実施。
  - 5) 養護教諭の資質能力の向上を推進するとともに、専門性を生かした関係職員・機関の連携調整を構造的に推進。

##### ◇専門スタッフの体制強化と重大事態等への適切な対応の推進

- 1) 児童生徒や保護者の心のケアを図るために、スクールカウンセラーを全ての小・中・高・特別支援学校等に配置・拡充を図ることとともに、学校だけではなく困難な家庭環境など特別な配慮が必要な児童生徒の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置・拡充し、相談支援体制の充実を推進。（重点事業9に後掲）
- 2) 学校園における様々な事案に応じて必要なメンバードリームを編成し、学校や児童生徒・保護者を支援するとともに、初動より適時・適切な危機対応ができるよう、外部の専門家も参画してさらなる対応体制を構築。
- 3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、学校支援アドバイザー、関係機関の中から事案に応じて必要なメンバーで対応チームを編成し、学校や児童生徒・保護者を支援する。
- 4) いじめの重大事態の調査にあたっては、いじめられた児童生徒・保護者の意向を踏まえ、外部の専門機関からの推薦等により公平・中立な第三者の調査組織を立ち上げるとともに、児童生徒や保護者に寄り添いながら組織として事実と向き合い、真摯に調査を実施。

#### ②インターネット上のトラブルやいじめ等の未然防止の推進

- 1) SNS等を用いた誹謗・中傷、個人情報の流出、青少年の犯罪被害、さらにプライバシー上の問題等につながるケースの増加を踏まえ、教職員を対象に情報モラルに関する研修を実施し、状況の共有、子供や保護者への啓発を推進。
- 2) 各校におけるインターネット教室を児童生徒対象に実施。
- 3) インターネット等を通じて行われるいじめやネットトラブルへの対策として、定期的に専門業者による学校ネットハトロールを実施し、緊急対応や不適切な投稿の削除方法について助言。
- ③児童生徒の自主活動や地域ぐるみのいじめ防止対策の推進
  - 1) 児童生徒の自主的な活動を支援する「いじめ防止広域チャンピーン」を実施。
  - 2) 「ふれあい懇話会」において「いじめ防止小中地域会議」を開催し、課題解決に向け、家庭・地域・学校で連携して取組を推進。
- ④不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実
  - 1) 「不登校対策研修会」において、児童生徒の不登校の理解と早期対応に関する専門家の講演会等を開催。
  - 2) 不登校指導教室（くすのき教室）において、学校園と連携をとりながら学校不適応児童生徒の状況に応じた指導を実施。
  - 3) 不登校指導教室（くすのき教室）に大学等を「すこやかフレンド」（相談員）として配置し、学習補助や会話等児童生徒とのふれあいを通じ、通級や学校復帰を支援。
  - 4) フリースクールやこども家庭センター、区役所等の関係機関との連絡調整及び連携事業の企画・立案・実施等を行うコーディネーターを配置する等、連携を推進。
- ⑤児童虐待への対応の強化
  - ・学校園どこども家庭センターや各区どこも家庭支援室、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、児童虐待の早期発見に努め、疑いがある場合には確認がなくとも速やかにこども家庭センター等への通告を行う等、「神戸市こどもを虐待から守る条例」に則して対応を徹底。
- ⑥いじめや不登校、友人関係などさまざまな悩みに応じる教育相談の推進
  - 1) 児童生徒や保護者の思いに寄り添ったカウンセリングを行うとともに専門家による保護者対象の講演会を実施。
  - 2) 学校への不適応を示す児童生徒への対応について、学校が医師などの専門家から助言を得る検討会を実施。
  - 3) 安心な学校づくりを進めため、仲間づくりや自尊感情を育む「育てる教育相談」を推進。
  - 4) 「育てる教育相談」の推進において、仲間づくりや自尊感情を高めるに役立つ実践力の向上を目的とした講師研修（スキル演習）を拡充するとともに、取組のモデルを全市に発信する実践推進校を指定。
- ⑦非行・犯罪防止のための啓発・相談対応の推進
  - 1) 地域や関係機関と連携して非行、その他の問題行動に応じる体制づくりを推進。
  - 2) 非行防止教室や薬物乱用防止教室等を開催し指導を実施。その他、特に中・高校において、教育相談期間を設定する等をし、薬物等のインターネット利用に対する取引の潜行化も踏まえ、生徒のSOSチャッカを推進。
- ⑧児童生徒や保護者向けの相談窓口の充実・周知
  - ・いじめや体罰等、児童生徒や保護者が相談しやすい窓口の充実を図り、その周知を推進。

＜関連する取組＞

- 他の命を大切にする教育の推進【重点事業2】
- 子供たちの心を育む人権教育の推進【重点事業2】
- 学校事故対応の強化【重点事業11】

（凡例）

- オンライン授業に適する（導入可能な）項目
- 少人数指導に適する（導入可能な）項目
- 両方に該当する項目

# 重点事業

## 9 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化

「神戸市の求める教員像」を念頭に、教育現場の第一線に立つ教職員の素養を磨き高めます。

- ①豊かな人間性あふれる教員 ②教育への意欲に満ちた教員
- ③視野が広く対応力のある教員 ④実践的指導力のある教員
- ⑤自律心のある教員

教育の公平性を確保し、複雑・多様化する教育課題に対応できる学校・事務局を構築し、子供の健やかな育成につなげます。

### 取組の方向性

◎教育委員会が学校設置管理者としてのガバナンスを機能させ、学校運営に関し、適切な指導・支援を行います。

- ◎神戸市教育指標に基づいた研修内容の充実やOJTの活性化を進めます。
- ◎若手教員の指導や自主的な質質向上に対する支援を推進します。
- ◎学校のマネジメント機能の強化や学校に対する支援を充実させるとともに、事務局組織の再構築や、コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築を進めます。

### ■主な取組

①「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践的な研修の充実

- ・教員の授業力を高める研修を実施し、子供たちが主体的に取り組む授業づくりを推進。

#### ②若手教員の育成・指導

1)初任者育成3年フランを推進し、若手教員の資質・能力の向上を支援。  
2)教員経験のない小学校の初年の臨時講師や任期付教員に対して継続的な訪問指導を行うため、指導力豊かな校長経験者を派遣し、臨時講師等の授業力を育成。

#### ③多様な人材の活用を含む研修体制の強化

1)教職大学院等と連携して研修プログラムを開発し、育成指標に沿った研修を推進。  
2)研修において多様な入材の活用を推進することも、民間企業での研修も行う等、広い視野を持つた教職員の育成を強化。

#### ④自主的な資質向上に対する支援

1)自主的な資質向上を促す自己評価システムを開発し、自己研鑽に対する支恵を強化。  
2)先進的な教育実践をテーマにした研究活性化事業を行い、学校園内の校内研修の活性化を支援。

#### ⑤高い倫理観と規範意識のある教員の育成、コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築

1)コンプライアンス研修を事務局・学校園の各職場で全教職員を対象に実施するとともに、教員育成指標に基づくキャラクターステージごとの研修においても実施し、コンプライアンスを徹底。  
2)「神戸市立小学校における職員間ハラスマストマット事業に係る調査委員会」の調査報告書を踏まえ、「神戸市教育委員会ハラスマット対策基本方針」や相談・通報窓口の周知を図ることとともに、ハラスマントに特化した研修を新たに実施し、ハラスマント防止の取組を強化。  
3)監理室を設置し、学校法務専門官や学校支援専門官に弁護士やスクールカウンセラー等を積極的に配置・活用することで、コンプライアンスのマネジメント支援を図り、教育委員会の方ハラスメントを強化。

#### ⑥大学と連携した養成・研修段階における教員育成の推進

・大学と連携し、教育実習や学校インターンシップ、教員研修を推進。

### ⑦質の高い教員の採用・育成

- 1)求める人材を的確に採用できる試験方法を確立するため、適性検査を実施。
- 2)教員として備えるべき資質や能力を育成する機会を提供するとともに、求める人材とのマッチングを図るために、選考基準の公表など、採用制度の見直しを検討。
- 3)教職員の研修体系を再構築し、授業力・指導力の向上に必要不可欠な研修を教育委員会が実施。
- ⑧社会に開かれた教育課程の実現に向けた学校運営力の向上

  - 1)学校教育目標を踏まえ、横断的視点で「教科等をつなぐ」カリキュラム・マネジメントを実践するることで、学習の質の向上を促進。
  - 2)「次年度へつなぐ」カリキュラム・マネジメントを踏まえた学校評価の実施等を通して、PDC A+サイクルにより、教育内容の質の向上を促進。
  - 3)教育活動に必要な資源等を地域等<sup>※</sup>も含めて活用しながら効果的に組み合わせる「人をつなぐ」カリキュラム・マネジメントを推進。  
※神戸市子育て支援団や学校評議員、学校運営協議会、ふれあい懇親会等をはじめ、トライやるワーカーの受け入れ事業所や地元の大学、消防局、警察署等。

- ⑨学校の組織力強化や学校への指導・支援の充実

  - △学校の組織力の強化

    - 1)教頭の負担軽減のため、担任を持たず教頭業務の一部を補佐する「総務・学習指導担当」を配置拡充し、学校におけるマネジメント機能を強化。
    - 2)教務等の事務負担軽減のため、業務を補助するスタッフを配置し、学校の組織力を強化。
    - 3)校長や教頭の業務を補佐し、他の教員にに対する指導や助言を行う中核的役割を担う主幹教師について、より役割と責任を明確化し能力の差違を促すことで、学校の組織力強化を推進。
    - 4)教職員の人事異動制度の再構築を行い、全市をもとにした評議会による学校園の組織力の強化や長期間的な人材育成・キャリア形成による教員の資質及び指導力の向上を促進。
    - 5)人事評価制度のあり方にについて、具体的な評議会基準等の提示や、業績・能力を的確に把握する管理職の力の向上を促進。
    - 6)学校の事務職員がこれまで以上に学校全体の運営に参画し、教頭・教員の事務負担が軽減されるよう、学校の事務職員の相互支援体制(学校間連携の取組)の構築を推進。(重点事業10に後掲)

  - △学校への指導及び支援の充実・強化

    - 1)教育委員会が、学校運営に関する方針やガイドラインを策定。
    - 2)児童生徒や保護者の心のケアを図るために、スクールカウンセラーを全ての小・中・高・特別支援学校等に配置・拡充を図ることも、学校だけでは解決困難な家庭環境など特別な配慮が必要な児童生徒の課題に 対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置・拡充し、相談支援体制の充実を推進。
    - 3)学校園における様々な事案に關して法的な助言などをを行う弁護士を「学校法務専門官」として教育委員会事務局に配置・拡充。
    - 4)学校どこでも家庭支援室及び警察などの関係機関との連携を強化し、チーム学校としての体制の充実を推進。
    - 5)教育・地域連携センターを機能強化した「教育人材センター」を開設し、学校を支援する人材のさらなる確保・活用を図ることで、学校のよりよい教育環境づくりを推進。(重点事業13に後掲)
    - 6)地区就活官を事務局に配置し、学校運営にかかる課題を早期かつ的確に把握することも、学校園にに対して指導や助言を行うことで学校現場への支援を充実。また、学校現場と事務局とのつなぎ役となることで相互理解を促進。

  - ⑩教育委員会事務局組織の再構築

    - 1)事務局内の権限・責任の明確化や情報の共有化・集約化を徹底することも、行政職と教育職の役割分担の明確化やチームとしての連携強化、事務局の窓口の明確化、学校園や教育施設に精通した職員の育成、事務局と学校園の相互理解の促進を図るなど、事務局組織の再構築を推進。
    - 2)事務局に学校法務専門官として弁護士を配置・拡充し、法的な支援を充実させることにより、事務局のコンプライアンス推進体制を強化。

(凡例)  
— オン授業に適する(導入可能な)項目 — 少人数指導に適する(導入可能な)項目 — 両方に該当する項目

## 重点事業

# 10

### 取組の方向性

#### 教育の質を高める教職員の働き方改革の推進

教職員が教育者としての誇り、自覚と使命感を持ち、心身ともに健健康でいきいきとした姿で子供の前に立つとともに、自分の時間と有効に活用し、日常社会での経験・研鑽によつて幅広い人間性を身につけることで、教育全體の質を高め、子供の健やかな育成につなげます。



新学習指導要領を着実に実施していくために、教職員自身が授業改善をはじめとする「教育の質の向上」に取り組むとともに、日常社会での幅広い経験・研鑽を通じた「人間力の向上」が求められていることを踏まえ、以下の取組を進めます。

◎学校園業務の適正化を取り組みます。

◎教職員の事務負担等を軽減します。

◎教職員の勤務環境を改善します。

◎学校園現場における意識改革と人材育成を進めます。

#### ■主な取組

##### ①学校の組織力強化や学校への指導・支援の充実

###### ◇学校の組織力の強化

- 1)教頭の負担軽減のため、担任を持たず教頭業務の一部を補佐する「締務・学習指導担当」を配置拡充し、学校におけるマネジメント機能を強化。（重点事業9から再掲）
- 2)教頭等の事務負担軽減のため、業務を補助するスタッフを配置し、学校の組織力を強化。（重点事業9から再掲）

###### ◇学校への指導及び支援の充実・強化

- 1)教育委員会が、学校運営に關し、基本的な方針やガイドラインを策定。（重点事業9から再掲）
- 2)児童生徒や保護者の心のケアを図るため、スクールカウンセラーを全ての小・中・高・特別支援学校等に配置・拡充を図ることとともに、学校だけでは解決困難な家庭環境など特別な配慮が必要な児童生徒の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置・拡充し、相談支援体制の充実を促進。（重点事業9から再掲）
- 3)学校園における様々な事業に關して法的な助言などをを行う弁護士を「学校法務専門官」として教育委員会事務局に配置・拡充。（重点事業9から再掲）
- 4)学校と子ども家庭センター、各区こども家庭支援室及び警察などの関係機関との連携を強化し、チーム学校としての体制の充実を推進。（重点事業9から再掲）
- 5)教育・地域連携センターを機能強化した「教育入材センター」を開設し、学校を支援する人材のさらなる確保・活用を図ることで、学校のよりよい教育環境づくりを推進。（重点事業13に後掲）

#### <関連する取組>

- GIGAスクール構想の実現に向けた学校のICT学習環境整備の推進【重点事業12】  
学校的組織力強化や学校への指導・支援の充実【重点事業9】  
魅力ある待続可能な中学校部活動の推進【重点事業3】における部活動指導員（外部人材）の活用

#### (凡例)

— オンライン授業に適する（導入可能な）項目 — 少人数指導に適する（導入可能な）項目 — 両方に該当する項目

# 重点事業 11

## 安全・安心で質の高い学校教育環境の整備

子どもが安全に安心して、快適な学園生活を送ることができます。



### 取組の方向性

- ◎学校の小規模化や過密化、校舎の老朽化等、教育環境の諸課題に対応するため、学校の再編や新設、校舎の長寿命化改修・増改築等の環境改善に取り組みます。
- ◎トイレの洋式化改修や特別教室・体育館の空調整備等、学校施設の機能向上・異常高温対策に取り組みます。
- ◎「学校の新しい生活様式」に基づき行動変容を進め、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を図る等、子供たちの健康保持と健やかな学びの機会の確保に取り組みます。
- ◎学校事故対応を強化するとともに、上下校や外出時の安全・安心の確保を推進します。

### 主な取組

①学校の適正規模化	・小規模化している小中学校について、統廃合も含めた校区調整による適正規模化を推進。
②学級増対策の推進	・住宅開発等に伴う児童生徒の急激な増加によって過密化が進む小中学校について、校舎の増改築や暫定校舎の整備、学校の分離新設、校区調整等、各校の状況に応じた対策を実施。
③学校施設の老朽化対策の推進	1)学校施設の計画的な保全整備を行い、長寿命化を促進。「神戸市学校施設長寿命化計画」に沿って建築後25年以上を経過した改修が必要な学校施設を中心に大規模改修、長寿命化改修(全面改修)や改築を実施。 2)学校施設の安全点検を徹底し、専門業者による安全点検ハトロールの実施等による点検の充実を図るとともに、補修等の必要な対策を実施。
④学校施設の機能向上	1)児童生徒が円滑に移動できるようエレベーターの設置などのバリアフリー化を推進。 2)学校施設のトイレの老朽改修及び洋式化を推進。
⑤学校施設の異常高温対策	・近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、整備済みの普通教室に続き、自然災害発生時の避難所としての役割も踏まえ、特別教室や体育館において更なる空調整備を推進。

(凡例)

— 業に適する（導入可能な）項目 — 少人数指導に適する（入可能な）項目 — 両方に該当する項目

⑥感染症対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けたことやマスク着用・手指衛生等の基本的な感染症対策を継続する「学校の新しい生活様式」を導入して子供たち・教職員の行動変容を進める等、衛生管理の徹底を図ることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減し、子供たちの健康の保持と健やかな学びの機会を確保。</li> <li>2)学校における感染症対策に関して、保護者・地域に適宜適切な情報発信を行い、理解・協力をいたさながら、学校教育活動を柔軟かつ効果的に推進。</li> </ol>
⑦学校事故対応の強化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故発生の未然防止を図ることとともに、発生後には、児童生徒や保護者に寄り添いつつ、事実と向き合い、状況に応じた適切な対応・調査等を実施。</li> <li>2)重篤な事故が発生した際は、原因究明や再発防止につなげるため、必要に応じて外部専門家で構成される調査委員会を設置して詳細調査を実施。</li> <li>3)学校事故対応に関する教職員の研修や、施設・設備等の安全点検、安全教育等、事故発生の未然防止に向けた取組を推進。</li> </ol>

## 重点事業 12

### ICT の基盤整備と利活用の促進

- ・学校教育における ICT の利活用により、児童生徒の情報活用能力や学力の向上につなげます。
- ・校務の ICT 化により、教職員が子供たちと向かい合える時間を確保する等、教育の質の向上につなげます。

#### 取組の方向性

- ◎大型提示装置（電子黒板機能付プロジェクタ等）や実物投影機、無線 LAN 等、学校の ICT 環境を整備します。
- ◎授業改善や学びの保障の観点において効果的な ICT 活用を推進します。
- ◎校務の ICT 化を促進し、教職員の負担を軽減します。

#### ■主な取組

##### ①GIGA スクール構想の実現に向けた学校の ICT 学習環境整備の推進

- 1)児童生徒の集中力や意欲を高めることで、授業の効率化・質の向上を図り、授業準備の負担軽減により教員にゆとりをもたらすことができる ICT 機器を整備し、本市児童生徒の学力の向上に寄与。
  - 2)「神戸市ICT学習環境整備計画」に則り、令和3年度までに、全ての市立小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校・高等学校・工業高等専門学校の普通教室に、大型提示装置（電子黒板機能付プロジェクタ等）や実物投影機（小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学校部のみ）、無線LAN（アクセスポイント）等を整備。
  - 3)感染症のまん延や大規模災害時等においても児童生徒一人一人の学びを保護するため、小・中学校児童生徒 1 人 1 台の児童生徒用 PC（タブレット）の整備に早急に取り組むとともに、それらを活用するためのデジタル教科書・教材などの導入についても検討。
- ②授業改善に向けた効果的な ICT 活用の促進
  - 1)教員の ICT 活用能力を高めるため、操作や活用法に関する研修を実施するとともに、優れた実践事例を蓄積し共有することで市立学校全体の授業改善を推進。
  - 2)ICT 支援員の導入や、校内で ICT 活用担当者を置くなど、ICT 活用推進体制の構築を検討。
- ③校務の ICT 化の推進による教職員の負担軽減（重点事業 10 から再掲）
  - 1)さらなるセキュリティ向上・教員多忙化対策として、教育情報基盤サービスを拡充し、教職員用端末・教育用端末等を更新する等、教職員の ICT・通信環境の整備・活用を促進。
  - 2)出欠情報や成績情報などの一元管理、指導要領の電子化を行う校務支援システムにに関して、高校への共通システムの導入を進めるとほか、機能の拡充を図ることでも使いやすさを向上。
  - 3)自動採点ソフトウェアを中学校に導入し、教員がテストの採点に要する時間を削減。
  - 4)学校園において一元的に服務管理ができるよう、学校園務事務システムを改修することも、使いやすさを向上。
- ④特別支援教育における学習環境の充実（重点事業 4 から再掲）
  - ・特別支援学校等に通う児童生徒一人一人の障害の特性や状況に対応できる学習環境を提供するため、可動式の児童生徒用 PC（タブレット）を配備。

#### <関連する取組>

「主体的・創造的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進【重点事業 1】  
インターネット上のトラブルやいじめ等の未然防止の推進【重点事業 8】  
(凡例)

—— オンライン授業に適する（導入可能な）項目 —— 少人数指導に適する（導入可能な）項目 —— 両方に該当する項目

## 重点事業

13

### 取組の方向性

#### 地域と学校との協働による社会に開かれた教育の実現

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会とが共有し、社会との連携・協働によりその実現を図ることとする、学習指導要領の理念を踏まえ、地域と学校間におけるさまざまな取組を推進し、子供の健やかな育成につなげます。

①地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するとともに、地域との協働による学校教育の充実を進めます。

②子供の健全育成に向けた家庭と学校の連帯や、地域の協力をもとにした児童生徒の安全・安心の確保を進めます。

③家庭・地域との連携によるキャリア教育を充実させます。

④学校を支援する人材の育成、教員志望者の育成を進めます。

#### ■主な取組

##### ①地域に開かれ、地域とともににある学校づくりの推進

- 1)学校運営協議会（コミュニケーションスクール）の導入促進等さまざまな取組を通して、地域に開かれ、地域とともににある学校づくりを進めることで、地域との協働による学校教育を充実。
- 2)各学校園が設定した目標の達成度や状況を明らかにして、その結果を学校改善に活かすため、神戸市学校評価ガイドラインに基づいた学校評価の実施・公表による学校運営の改善を促進。
- 3)「次年度へつなぐ」カリキュラム・マネジメントを踏まえた学校評価の実施等を通して、PDC Aサイクルにより、教育内容の質の向上を促進。（重点事業9から再掲）
- 4)教育活動に必要な資源等を地域等とも含めて活用しながら効果的に組み合わせる「人をつなぐ」カリキュラム・マネジメントを推進。（重点事業9から再掲）

※神戸つ子応援団や学校評議会、ふれあい懇話会等をはじめ、トライやるワーキングの受け入れ事業所や地域の大学、消防局、警察等。

##### ②子供の健全育成に向けた家庭と学校の連帯、家庭教育支援

- 1)家庭、地域、学校園の連携を深め、子供たちの成長や地域の教育環境の改善や充実を図るPTA活動に対して、研修会等への助言や情報提供などをを行うとともに、教育委員会主催の研修会を開催し、誰もが参加しやすい持続可能な運営・活動を支援。
- 2)全中学校区単位での「ふれあい懇話会」やPTAを中心とした「あいさつ・手伝い運動」を推進し、各種活動を通して、地域ぐるみの子供の育成や生活習慣の向上を促進。
- 3)学力と強い相関関係の見られる生活習慣（神戸つ子チャレンジ10）について、啓発カレンダーの学校等への配布や、「教育委員会により」での連載やシンポジウムの開催等により、家庭でのよい生活習慣形成を支援。（重点事業1から再掲）

(凡例)

オーライン授業に適する（導入可能な）項目

—— 少人数指導に適する（導入可能な）項目

▲両方に該当する項目

<p>③地域の協力をもとにした児童生徒の安全・安心の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保護者会・地域による子供の見守り活動等、事件・事故の未然防止の取組を進めるにあたり、安 全マップ情報や不審者情報の共有を推進。</li></ul>
<p>④家庭・地域との連携によるキャリア教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1)小学校における生産・販売体験やボランティア活動、地域行事への参加や、中学校の時期における職業調べや地域のゲストティーチャーなど「職業人の話を聞く会」、「トライやるワーキング」、「戸マイスター」による出前授業等の職場・職業体験、また、高等学校における地元企業にご協力いただいたいてのインターンシップなどにより、勤労観や社会性を養い、社会的・職業的に自立するうえで必要な能力等を育成。</li><li>2)ホンモノに触れる機会として「その道の達人」に学ぶ体験講座や、「大人・親の働く姿を見せる運動」として「子ども参観日（職場訪問）」の実施を推進。</li></ul>
<p>⑤学校を支援する人材の育成、教員志望者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1)教育・地域連携センターを中心として、学校で支援活動を行う「学校支援ボランティア」の育成を推進することともに、教員志望の大学生等を市立学校に配置する「学生スクールサポート」制度を推進。</li><li>2)教育・地域連携センターを機能強化した「教育人材センター」を開設し、学校を支援する人材のさらなる確保・活用を図ることで、学校のよりよい教育環境づくりを推進。</li><li>3)大学と連携し、教育実習や学校インターンシップ、教員研修を推進。（重点事業9から再掲）</li></ul>
<p>⑥教育委員会の情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1)教育委員会ホームページや教育委員会によりにおいて、教育委員会の活動内容及び神戸の教育に関する取組や話題等を掲載し、積極的なPRを推進。</li><li>2)教育委員が学校園に出向き、直接保護者や学校評議員と意見交換をする「神戸スクール・ミーティング」を実施。</li></ul>

## 重点事業

14

### 地域に活かし・つながる社会教育の充実

一人一人が生涯にわたって学ぶきっかけづくりを推進し、能力を発揮して人と人がつながる社会を目指し、豊かな創造性を備えた持続可能な社会づくりの担い手を地域で育むとともに、学びの成果を社会に還元します。

#### 取組の方針性

- ◎生涯の「学ぶ」機会の充実や、地域に還元する「活かす」学習活動の支援を進めます。
- ◎新しい社会の力の創造に資する「つながり」を促進します。
- ◎地域交流やコミュニティ活動の場の充実を進めます。



#### ■主な取組

##### ①生涯の「学ぶ」機会の充実、地域に還元する「活かす」学習活動の支援

- 1) 「学び」によって大人もいつでも変わることや、人や社会とのつながりで新たなる価値観が生まれることを次世代に伝える重要性を踏まえ、博物館、美術館、埋蔵文化財センターや図書館などの社会教育関連施設・部局とも連携して学習機会の充実を図るとともに、市民の自主的な生涯にわたる学習を促進し、成果を地域に「活かす」学習還元活動を支援。
- 2) 埋蔵となる公民館を中心に、健康や環境、防災、多文化共生といった社会情勢に応じて変化する課題に対応した講座等を開催し、地域の特色と社会の要請に応じた学習機会を提供。
- 3) 国連サミットで採択された提言であるSDGsを、公民館においても地域とともに取り組んでいくよう、課題解決に対する講座を開催。

##### ②新しい社会の力の創造に資する「つながり」の促進

- ・持続可能な社会づくりの担い手の養成の観点も踏まえながら、「つながり」による新たな価値観を創造する学びの場づくりを推進するため、社会教育関係部局をはじめ、大学や青少年育成団体、企業等を含む社会教育施設・団体との連携を推進。

##### ③地域交流、コミュニケーション活動の場の充実

- 1) 学校施設をスポーツや文化活動等に地域に開放する学校施設開放事業を実施。
- 2) 世代を超えた地域交流の場として、地域のボランティアの協力により、小中学校の市民図書室を運営。

(凡例)

——オンライン授業に適する（導入可能な）項目  
—— 少人数指導に適する（導入可能な）項目  
—— 両方に該当する項目

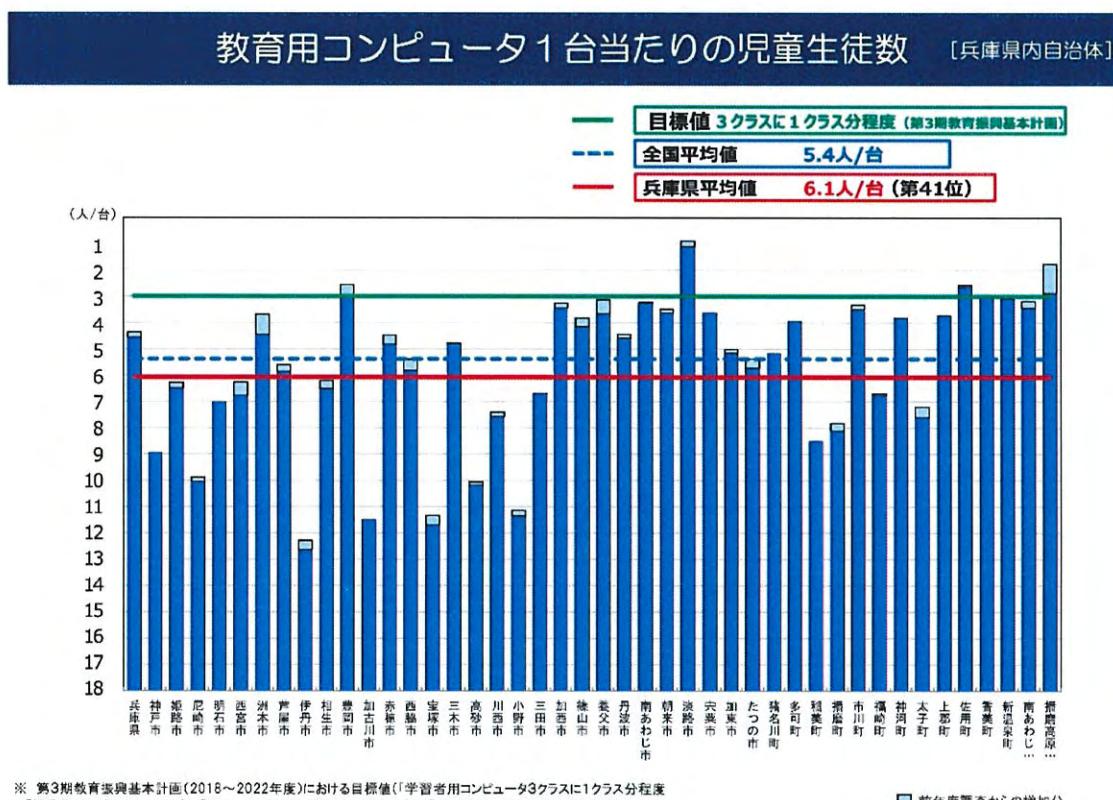
## 4－2. 神戸市におけるＩＣＴ学習環境の整備

### 1. 神戸市におけるＩＣＴ学習環境の現状

「平成 30 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）によると、神戸市におけるＩＣＴ学習環境の現状は次の通りである。

#### (1) 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数

「教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数」は、全国平均 5.4 人/台、兵庫県平均 6.1 人/台、神戸市約 9 台人/台で、全国・県平均を下回った整備状況となっている。

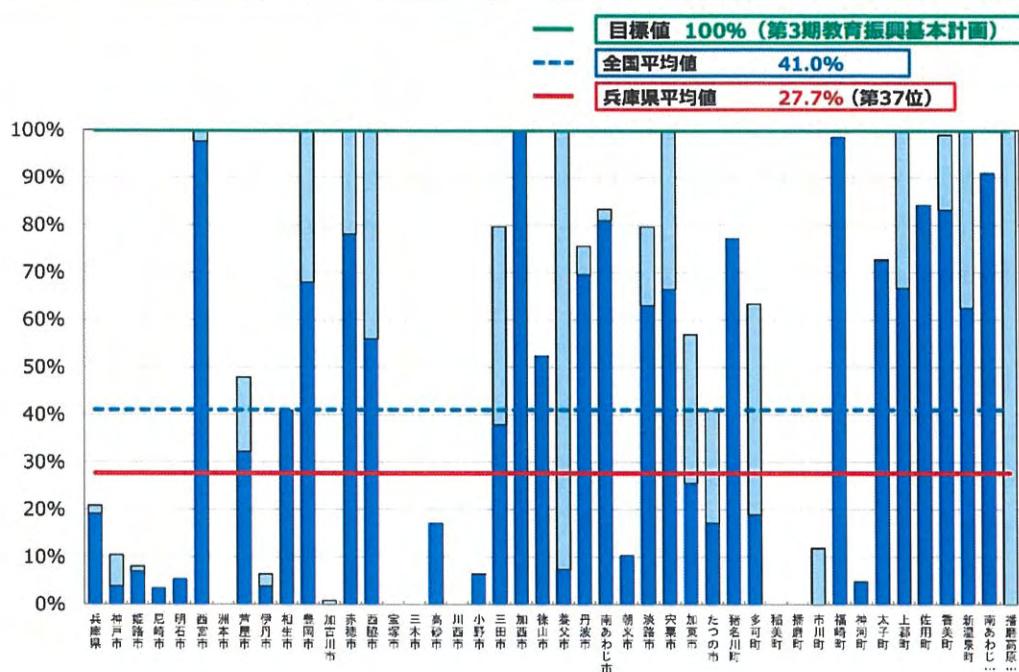


#### (2) 普通教室の無線 LAN 整備率

「普通教室の無線 LAN 整備率」は、全国平均 41.0%、兵庫県平均 27.7%、神戸市約 10% で、全国・県平均を下回った整備状況となっている。

## 普通教室の無線LAN整備率

[兵庫県内自治体]



※ 普通教室の無線LAN整備率については、無線LANを整備している普通教室の総数を普通教室の总数で除して算出した値である。

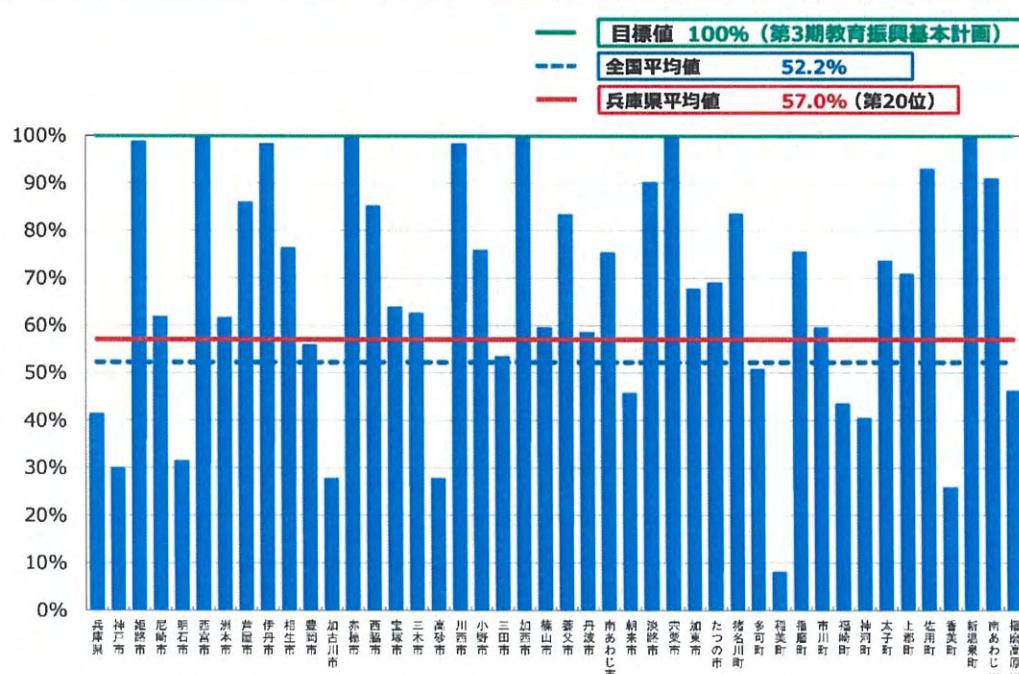
■ 前年度調査からの増加分

## (2) 普通教室の大型提示装置整備率

「普通教室の大型提示装置整備率」は、全国平均 52.2%、兵庫県平均 57.0%、神戸市約 30%で、全国・県平均を下回った整備状況となっている。

## 普通教室の大型提示装置整備率

[兵庫県内自治体]



※「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。普通教室の大型提示装置整備率は、大型提示装置を設置している普通教室数を総普通教室数で除して算出した値である。

## 2. 神戸市 I C T 学習環境整備計画

資料：「神戸市 I C T 学習環境整備計画」（神戸市教育委員会、平成 31 年 3 月）

### （1）整備の基本方針

I C T の活用で重要なことは、「教員が、個々の機器の操作に習熟し、使い方を工夫し、児童生徒とともに『学びの場』を作っていくこと」である。一方で、整備機器・組合せが増えるほど使い方も複雑になり、授業準備など教員の負担も大きくなることになる。そのため、「国の整備方針を参考とし、全教員が活用できる機器を優先して整備」し、「I C T 活用の効果の検証は継続し、必要に応じ本計画を変更していく」としている。

### （2）計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間

### （3）整備対象

#### ア. 対象校種

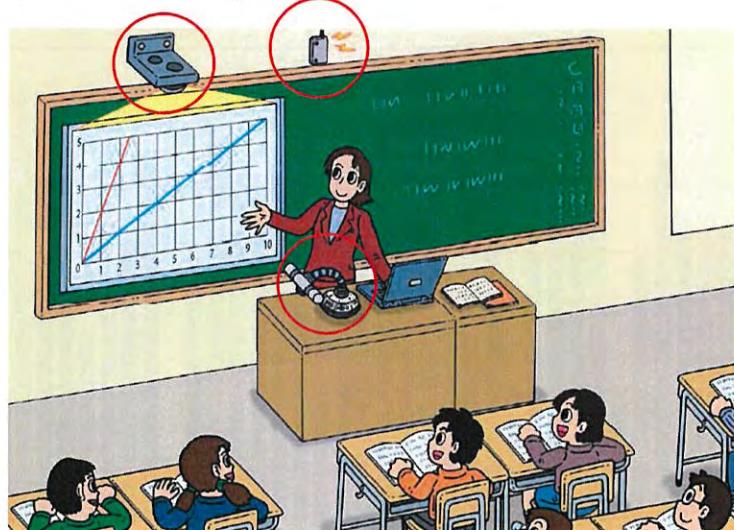
全ての市立小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校・高等学校・工業高等専門学校の普通教室

#### イ. 対象 I C T 機器

電子黒板機能付プロジェクタ（設置困難教室等は同等機器）、实物投影機、無線 L A N（アクセスポイント）、P C 画像転送装置

※学習者用 P C （タブレット）の整備（第 3 期教育振興基本計画の整備方針に不足する分）  
については、活用していくための課題や多額の費用を要することなど、さらに検証する必要があることから、本計画における整備は見送るものとする。

#### 【整備のイメージ】



### （4）整備スケジュール

3 年間で上記全校の普通教室に整備

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1年目（2019年度） | 小学校の約半数                  |
| 2年目（2020年度） | 小学校の残り約半数、特別支援学校         |
| 3年目（2021年度） | 中学校、高等学校、工業高等専門学校、その他    |
| 4年目（2022年度） | 情勢の変化等を踏まえ、整備対象機器等を改めて検討 |
| 5年目（2023年度） | 〃                        |

#### （5）総事業費

予定額 約17億円

※費用の平準化を図るため、リース、物品・工事の分離発注等工夫を行う。

#### （6）今後の課題、検討事項など

本計画に基づいたICT学習環境の整備による課題として以下のような課題が想定されるため、継続的な対応が必要である。

- ・ICT機器導入当初から教員が機器を活用できるよう、次のような研修を実施すること。  
(例1：導入時研修)

導入機器メーカーによる操作研修など、主に操作面を中心とした研修を導入校毎に実施し、全員が導入直後から電子黒板機能付プロジェクタに簡易な操作（手順）で教材表示できるようになることを目指す。

- (例2：ICT活用研修)

教育委員会事務局が（主に夏季に）指導主事を派遣して実施しているICT関連研修等を見直し、事例紹介や高度な操作方法説明などの内容を35年周期で全校受講する「ICT活用研修」として再編する。

- ・教員の授業力の向上のため、ICT活用を前提とした教科指導の必要性や指導方法・体制について検討を進めること。
- ・校務分掌において、「ICT活用推進担当」などを定め、校内で（ICTが苦手な教員に）ICT活用を推進していく体制を検討すること。
- ・授業中のICT活用で支援員の必要性を感じた教員が9割以上存在している。今後、必要に応じたICT支援員の導入についても検討すること。
- ・「ICT活用」重点推進校において、機器が破損している事例も見受けられた。機器の故障・破損によりその効果は減少するため、機器整備と並行して機器を管理していく仕組み（定期的な点検・報告など）を検討すること。
- ・既にICT機器を整備済みの学校については、機器更新や特別教室への転用を検討するなど、全体のバランスを考慮する必要がある。
- ・特別教室へのICT機器の整備は今後検討していく必要があるが、各校の負担による整備を否定しているものではない。各校負担による場合は、教育委員会事務局でとりまとめて発注し経費の圧縮を図るなど、効率的な調達方法を検討していくこと。
- ・デジタル教科書の導入は今後検討していく必要があるが、各校の負担による導入を否定

しているものではない。各校負担による場合は、教育委員会事務局でとりまとめて発注し経費の圧縮を図るなど、効率的な調達方法を検討していくこと。

- ・可動式の学習者用PC（タブレット）の配備など、本計画で整備対象としていない機器についても、その必要性を継続して検討していくこと。

## 4－3. オンライン授業・少人数指導の導入に当たっての課題の整理

### 1. オンライン授業に係る課題

#### (1) I C T 環境の整備

オンライン授業を行うためには、テレビ会議システムやW e b会議システムが必要である。

「神戸市I C T学習環境整備計画」において、電子黒板機能付プロジェクタ、実物投影機、無線L A N（アクセスポイント）、P C画像転送装置については、2021年度までに整備予定となっているため、W e b会議システムを利用したプロジェクタで映し出した映像を見ながらのオンライン授業は可能となる。ただし、画質や音質に高品質なものを求めるなら、専用のテレビ会議システムの導入が必要となる。

さらに、子供たちが意見を書き込んだりする場合は、タブレット等の端末が必要となる。これらの端末は、最先端の高価・高性能な機種である必要はなく、むしろ安価で一般に普及しているものでよい。

しかし、「神戸市I C T学習環境整備計画」においては、すべての児童・生徒への学習者用P C（タブレット）の整備は、多額の費用を要することや活用方法といった課題により計画から除外されているが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、初等中等学校においては、「令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのI C T技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのP C等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。」（G I G Aスクール構想の加速）と決定されていることもあり、神戸市においても、すべての児童・生徒への学習者用P C（タブレット）の整備を検討する必要がある。

#### (2) 各家庭等における通信環境やI C T環境の違いへの対応

病気療養中の生徒の病室や各家庭との間のオンライン授業を考えるとき、授業の動画配信（一方通行）とオンラインでの課題を提出する体制ならば比較的早期に整備することは可能であるが、テレビ（又はW e b）会議システムを使って教員と生徒が対話する「双方指向型」は一定水準以上の通信環境が必要である。ネット環境がない家庭等には無線ルータを貸し出すなど検討する必要があるが、十分な数の機器を確保することや、通信費を誰が負担するかなど課題がある。

#### (3) 教員研修による遠隔システムを活用した指導力の向上

遠隔教育の効果を高めるためには、I C T機器の効果的な活用方法の十分な理解や、遠隔システムを活用した授業の体験など、携わる教職員が遠隔教育の具体的なイメージを持つことが必要である。そのため、教員研修により遠隔システムを活用した指導力の向上が

課題である。

#### (4) 学校間や他機関との間での遠隔教育への支援

学校間や他機関との間での遠隔教育を行う場合、遠隔教育の連携先の紹介をはじめとした様々な支援・助言が受けられる環境の整備が必要である。

遠隔教育を断念している要因として、ノウハウの不足やコスト面の課題があるほか、接続機関とのマッチングの課題がある。

そのため、実施したいタイミングで、ノウハウやコストという課題を取り除き、負担なくできるよう遠隔教育を希望する学校が、他の初等中等教育段階の学校や大学をはじめとした高等教育機関、民間企業等の相手先等を容易に探すことや最適なシステム・サービス等の導入支援や相談窓口機能など指導面・技術面のアドバイスを受けることができるような仕組みが必要である。

#### (5) 学習支援システム（ソフト）導入と活用

学習支援システム（ソフト）を活用した個別学習を行う場合は、授業や補習教室、各家庭等で使用する個別学習ソフトの導入とそれを活用した指導方法の確立が必要である。神戸市においては、個別学習ソフトとして「みんなの学習クラブ」が導入されている。

また、学習支援システム（ソフト）を活用した協働学習や一斉学習を行う場合は、目的に適した学習支援システム（ソフト）の導入とそれを活用した指導方法の確立が必要である。

##### ※協働学習支援システム（ソフト）の例

###### ○教員の目線で作られているもの

誰がどの学習シートにコメントをしたり、書き込んだりしたかが把握できるものや授業のどの段階で児童生徒の理解が深まったかを時系列で把握できるものある。

これにより、教員は自らの授業を振り返り、交流の様子から本時の発問が適切であったか、理解の状況から学習活動が充実していたかを把握することができ、自らの授業改善につなげることができる。

###### ○児童生徒の目線で作られているも

タッチパネルでの操作が容易で、Web イトへのアクセスや画像の貼付など簡単にできるように設定されているものである。学習シートが発表のスライドになり、一人一人作成したスライドをまとめ、グループでの発表を行ったりできるものである。

#### (6) 「WITHコロナ」の段階における児童生徒の学習指導

緊急事態宣言に係わらず「WITHコロナ」の段階においては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等が行われた場合には、一定の要件の下、オンラインを含む家庭学習を授業と同様に評価することを明確化する必要がある。また、学校の授業において対面

で学習する活動を重点化し、ICT の活用を含む授業以外の場での学習活動を指導計画に位置付ける必要がある。

これらについては、国と連携して検討していく必要がある。

## 2. 少人数指導に係る課題

### (1) 効果的な指導方法の確立

少人数学習集団を生かした効果的な学習内容や指導方法の確立が必要である。

### (2) 検証システムの確立

少人数指導の取組の評価内容や方法の明確化と検証システムの確立が必要である。

### (3) 習熟度別指導における課題

#### ア. クラス分けの基準の設定

考查結果で分割すると、クラス替えに対する精神的不安のケアが必要。希望制になると、希望と実際の習熟度の差が大きい生徒に対しては厳しい授業となる。

#### イ. クラス分けの人数配分

上位クラスの人数、下位クラスの適正な人数配分を検討する必要がある。

#### ウ. 各レベルのクラスにおける授業内容

各レベルのクラスごとにしっかりととした指導内計画を作成し、クラス間、教員間での授業内容を合わせる必要がある。

### (4) 教員の配置に係る人件費

学級を分割し、少人数学習集団による指導を行う場合は、少人数学習集団それぞれに必要な教員を配置する必要があるため、それに見合った人件費が必要である。

O

O

## 資料編

○

○

## 資料1 平成27年文科初第289号

27文科初第289号  
平成27年4月24日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長 殿  
附 属 中 等 教 育 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長  
附 属 特 別 支 援 学 校 の 高 等 部 を 置 く 各 国 立 大 学 長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

(印影印刷)

### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省令第19号）【別添1】並びに「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部を改正する告示」（平成27年文部科学省告示第91号）【別添2】及び「学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件」（平成27年文部科学省告示第92号）【別添3】が、平成27年4月1日に公布され、同日施行されました。さらに、これらの改正に関連し、「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（平成17年7月6日文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。）【別添4】が平成27年4月24日に改正されました。

制定及び改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市区町村に、各都道府県知事におかれでは、所轄の学校及び学校法人に、各国立大学法人の学長におかれでは、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

## I 制度改正の趣旨

今回の制度改正の趣旨は、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」（平成25年12月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）や、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ」（平成26年6月）を踏まえ、今後の高等学校における遠隔教育の在り方を検討し、「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成26年12月高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）において盛り込まれた内容を制度化するものである。

具体的には、全日制・定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）における授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に位置付け、制度の弾力化を図ることとする。

あわせて、全日制・定時制課程の高等学校及び中等教育学校の後期課程において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合に、不登校生徒を対象とした現行の特例制度と同様に、特別な教育課程を編成することを可能とする。

この場合、高等学校及び中等教育学校の後期課程で、通信の方法を用いた教育として、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式（以下「III 留意事項 第2」において「オンデマンド型の授業」という。）が認められることとなる。

## II 制度改正の概要

### 第1 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の制度化

- 1 高等学校等は、文部科学大臣が別に定めるところにより、メディアを利用して行う授業を行うことができることとすること。（施行規則第88条の2の新設等）
- 2 「文部科学大臣が別に定める」ものとは、平成27年文部科学省告示第92号に定めたとおり、次に掲げる要件を満たすもので、高等学校等において、対面に

より行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。（平成27年文部科学省告示第92号の制定）

- (1) 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行われるものであること。
- (2) メディアを利用して行う授業が行われる教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものであること。

3 メディアを利用して行う授業については、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること。また、特別支援学校の高等部にあっても同旨とすること。（施行規則第96条第2項及び第133条第2項の新設等）

## 第2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等に対する特例の制定

1 全日制・定時制課程の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この節及び「III 留意事項 第2」において同じ。）において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「療養等による長期欠席生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、施行規則第83条及び第84条の規定によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することとすること。

この措置が認められる場合は、施行規則第86条並びに平成17年文部科学省告示第98号及び平成17年文部科学省告示第99号並びに指定要項に基づき、文部科学大臣が当該高等学校を指定すること。（施行規則第86条の改正、平成17年文部科学省告示第98号の改正及び指定要項の改正）

2 この特別の教育課程において、通信の方法を用いた教育を行う必要があると文部科学大臣が認める場合には、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第7款（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等（ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。）に準じ特別の教育課程を編成すること。通信の方法を用いた教育により

認定することができる単位数は、36単位を上限とすること。（指定要項の改正）

3 療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校に関し、以下の項目について指定要項において定めること。（指定要項の改正）

- (1) 趣旨
- (2) 高等学校の指定
- (3) 実施
- (4) 報告の依頼等
- (5) 実施計画の変更
- (6) 文部科学大臣の是正措置等

### III 留意事項

#### 第1 施行規則第88条の2、第96条第2項等関係

1 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。

特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第120条第2項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として15人以下を標準とすること。この場合、15人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。

(2) 法第60条第1項から第3項及び第5項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。

(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。

- (4) 法第34条の規定を準用する同法第62条等の規定に基づき、教科用図書、教材等は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第131条第2項の規定にも留意すること。
- (5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

- 2 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室に当該高等学校等の教員を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあっては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。
- 3 平成27年文部科学省告示第92号にいう、教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、高等学校学習指導要領第1章第7款に定める面接指導時間を参考として、具体的には、50分を1単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。

- (1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1単位時間以上
- (2) 理科に属する科目 4単位時間以上
- (3) 保健体育に属する科目のうち「体育」 5単位時間以上
- (4) 保健体育に属する科目のうち「保健」 1単位時間以上
- (5) 芸術及び外国語に属する科目 4単位時間以上
- (6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要な応じて2~8単位時間以上

高等学校等における総合的な学習の時間、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの及び特別支援学校の高等部における自立活動は、その在り方が多様であることから、上記を参考にしつつ各高等学校等において適切に時間数を定めること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳の、対面により行う授業の単位時間数については、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

対面により行う授業は上記時間数を標準としつつ、学校がその指導計画において、各教科・科目について、計画的かつ継続的にメディアを利用して行う授業を

行う場合で、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに、学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じる場合にあっては、各教科・科目の対面により行う授業の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができること。

なお、特別活動については、原則としてメディアを利用して行う授業にはなじみにくいと考えられるが、学校がその指導計画において、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じるとき、特別活動の時間数のうち10分の6以内の時間数をメディアを利用して行う授業で行うこと 가능のこと。

4 平成27年文部科学省告示第92号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- (1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- (2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- (4) メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

5 施行規則第88条の2の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほか、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

6 その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。

## 第2 施行規則第86条等関係

1 施行規則第86条の規定の、生徒が疾病による療養のため又は障害のため長期欠席状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配

布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上の欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととすること。

- 2 今回の措置により認められる、指定要項の、通信の方法を用いた教育は、学習意欲はありながら療養又は障害により登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく卒業することができるようすることを目的としていることから、指導を行うに当たっては、療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮すること。例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること、生徒の学習状況に合わせた少人数指導や習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと。その際には、生徒が意欲を持って学習を継続することができるよう、自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。  
なお、このような目的に鑑み、学習意欲がない者、学習成果を評価することができないような者等に対して単位認定を行うような安易な運用が行われることのないよう留意すること。
- 3 指定を受けた高等学校は、指定に係る実施計画に従った教科・科目等を履修し又は習得した生徒についての全課程の修了の認定は、「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」（平成17年文部科学省告示第99号）に基づきを行うこと。
- 4 その他、平成17年7月6日付け17文科総第485号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」【参考1】の記第3留意事項2、4及び5並びに平成21年3月31日付け20文科初第8077号「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について（通知）」【参考2】の記第3留意事項1及び3から5についても、このたびの改正が療養等による長期欠席生徒等に対する措置であることも勘案しつつ留意されたいこと。
- 5 その他各高等学校におけるオンデマンド型の授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。

6 今回の改正に伴い、施行規則第56条及び第86条において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席していると認められる児童生徒に係る規定に關し、「欠席していると認められる生徒」の文言を「欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」と改正しているが、この改正はあくまで文言の整理であり、規定の趣旨、内容及び具体的な運用等において改正前と変わることはないこと。

【本件連絡先】

(高等学校関係)

文部科学省 初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育制度改革室  
高校教育改革係

甲(かぶと)、小坂

電話 03-5253-4111 (内線2022)

(特別支援教育関係)

文部科学省 初等中等教育局  
特別支援教育課 企画調査係  
瀬戸、袴田  
電話 03-5253-4111 (内線3193)

